改定 大磯町一般廃棄物処理 基本計画

2022(令和4)年3月 大磯町



目次

第1編 総則	
第1章 計画の概要	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	3
第3節目標年度	4
第4節計画の範囲	4
第2章 基礎的事項	5
第1節 地域の概況	5
第2節 関係法令及び関係計画	20
第2編 ごみ処理編	
第1章 ごみ処理の現況	33
第1節 ごみ処理の現状	
第2節 前計画の施策の評価	52
第3節 ごみ処理の課題	60
第2章 ごみ処理の基本方針	64
第 1 節 基本理念	64
第2節 基本方針	65
第3節 目標値	66
第4節 将来推計	67
第5節 目標達成に向けた施策	70
第6節住民・事業者・本町の行動目標	80
第3編 食品ロス削減推進計画編	
第 1 章 食品ロスの現況	
第1節 食品ロスの現状	
第2節 食品ロスの動向と実態	84
第2章 食品ロス削減の基本方針	87
第 1 節 基本方針	87
第2節 食品ロス削減にむけた施策	87
第 4 編 生活排水処理編	
第 1 章 生活排水処理の状況	
第 1 節 生活排水処理の現状	
第2節 生活排水処理の課題	102

第2章 生活排水処理の基本方針	103
第 1 節 基本理念	103
第 2 節 基本方針	104
第3節目標值	104
第4節 生活排水処理形態別人口の動向と将来推計	105
第5節 発生源対策に関する事項	107
第6節生活排水処理施設整備計画	107
第7節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	108
第8節 処理計画達成のための施策	111

第1編 総則



第1章 計画の概要

第1節 計画改定の趣旨

2016(平成 28)年3月に大磯町一般廃棄物処理基本計画(以下「前計画」という。)を改訂してから6年が経過しました。

この間、国では「第五次環境基本計画」(2018(平成 30)年4月閣議決定)が策定され、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方である「地域循環共生圏」が提唱されています。さらに、2018(平成 30)年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、「①地域循環共生圏形成による地域活性化」、「②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「③適正処理の更なる推進と環境再生」などが重要な方向性として定められています。これらの取組みの着実な実施にあたっては、多様な主体の参加によるパートナーシップが、今後、より重要となってくるため、地方公共団体や国民をはじめとする各主体に期待される役割を示しています。

また、世界的には、地球規模の環境問題が深刻化する中、持続可能でより良い世界を目指す SDGs (持続可能な開発目標)が 2015 (平成 27)年に国連で採択されました。SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットから成り立っており、「ごみの適正管理(ゴール 11)」や「食品ロスの削減や資源の有効利用の推進(ゴール 12)」など、清掃・リサイクル事業に関わるゴール・ターゲットも多く含まれています(図 1.1-1 参照)。さらに 2017 (平成 29)年3月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」、2019 (令和元)年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されました。

神奈川県では、2012(平成 24)年3月に「神奈川県廃棄物処理計画」を「神奈川県循環型社会づくり計画」として改定し、基本理念として「廃棄物ゼロ社会」を掲げ、取組みの推進を図っています。また、2017(平成 29)年3月には、計画目標の追加等の改訂を行い、引き続き、安心安全な適正処理を前提とした3Rの取組みや広域的なごみ処理について、積極的に推進しています。

大磯町(以下「本町」という。)は、2021(令和 3)年3月に「湘南西ブロック第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画」(以下「第二期ごみ処理広域化実施計画」という。)を策定し、前回計画の見直しを行い、広域処理施設の整備計画や施設の完成までの対応、ごみの減量化や資源化に関する取組みを推進しています。また、これに併せ前計画も1年間の期間延伸を行っています。

今回改定する一般廃棄物処理基本計画(以下「本計画」という。)は、第二期ごみ処理広域化実施計画との整合性を図るため、前計画の見直しを行い、目標年度である 2031(令和 13)年度に向けて、さらなる循環型社会の構築に向けた廃棄物処理行政の基本的な方向性を示すものとします。

~持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals:SDGs)~

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)は、2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標で、17の目標(ゴール)とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。SDGsの達成には、環境・経済・社会の統合的向上が必要とされています。



【貧困】 あらゆる場所のあらゆる 形態の貧困を終わらせ



【飢餓】 飢餓を終わらせ、食料 安全保障及び栄養の改 善を実現し、持続可能 な農業を促進する。



【保健】 あらゆる年齢の人々の健 康的な生活を確保し、 福祉を促進する。



【教育】 すべての人に包摂的かつ 公正な質の高い教育を 確保し、生涯学習の機 会を促進する。



【ジェンダー】 ジェンダー平等を達成 し、すべての女性及び女 児のエンパワーメントを行う。



【水・衛生】 すべての人々の水と衛生 の利用可能性と持続可 能な管理を確保する。



【エネルギー】 すべての人々の、安価か つ信頼できる持続可能 な近代的なエネルギーへ のアクセスを確保する。



【経済成長と雇用】 包摂的かつ持続可能な 経済成長及びすべての 人々の完全かつ生産的 な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセ ント・ワーク)を促進する。



【インフラ、産業化、イノベーション】 強靭(レジリエント)なインフラ精築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進 及びイノベーションの推進を図る。



【不平等】 国内及び各国家間の不 平等を是正する。



【持続可能な都市】 包摂的で安全かつ強靭 (レジリエント)で持続可 能な都市及び人間居住 を実現する。



【持続可能な生産と消費】 持続可能な生産消費 形態を確保する。



【気候変動】 気候変動及びその影響 を軽減するための緊急対 策を講じる。



【海洋資源】 持続可能な開発のため に、海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で 利用する。



【陸上資源】 陸域生態系の保護、回復、 持続可能な利用の推進、 持続可能な森林の経営、 砂漠化への対処ならびに土 地の劣化の阻止・回復及び 生物多様性の損失を阻止 する。



【平和】 持続可能な開発のための平 和で包摂的な社会を促進 し、すべての人々に司法への アクセスを提供し、あらゆるレ ベルにおいて効果的で説明 責任のある包摂的な制度を 構築する。



【実施手段】 持続可能な開発のため の実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT G NALS

2030年に向けて 世界が含定した 「持続可能な開発目標」です

出典:外務省 HP より作成

図 1.1-1 持続可能な開発目標(SDGs)

第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定により、長期的視点に立った本町の一般廃棄物処理の基本方針を定めるもので、ごみに関する「ごみ処理基本計画」、「食品ロス削減推進計画」及び生活排水に関する「生活排水処理基本計画」から成り立っています。「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」は、それぞれ「ごみ処理基本計画策定指針」(2016(平成28)年環廃対発第1609152号)、「生活排水処理基本計画策定指針」(1990(平成2)年衛環第200号)に準拠します。また、「食品ロス削減推進法(2019(令和元)年法律第19号)」が2019(令和元)年10月に施行されたことから、同法に準拠した計画として「食品ロス削減推進計画」を、新たに本計画に包含して作成することとします。本計画の位置づけを図1.1-2に示します。

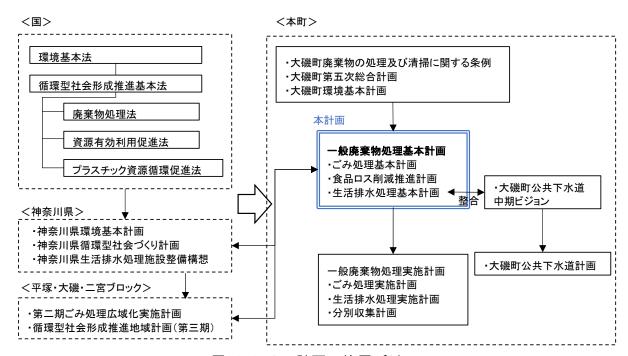


図 1.1-2 計画の位置づけ

第3節 目標年度

本計画の期間は、2022(令和4)年度から 2031(令和13)年度までの 10年間とし、最終目標年度は2031(令和13)年度とします。

なお、本計画の見直しは、中間目標年度である 2026 (令和8) 年度に行う予定です。また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直すものとします。

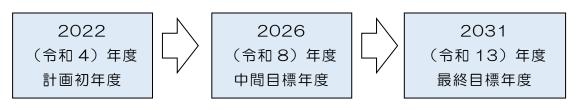


図 1.1-3 目標年度

見直しにあたっては、図 1.1-4 に示すサイクルに基づき、目標の達成状況について点検・評価を行い、その結果を反映するものとします。

• Plan (計画) :本計画に基づき廃棄物処理実施計画を策定する

• Do(実施) :実施計画に基づき施策を実施する

・Check (評価):目標値に達しているか点検及び評価をする・Act (改善) :検証及び評価に基づき改善・見直しを行う

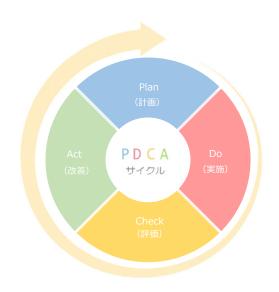


図 1.1-4 計画の見直しのサイクル

第4節 計画の範囲

本計画は、本町内で発生する一般廃棄物を対象とします。

第2章 基礎的事項

第1節 地域の概況

1. 本町の特徴(位置・地勢)

本町は、県央南部(東経139°18′、北緯35°18′)に位置し、東から北にかけて平塚市、西に二宮町と接しており、南は相模湾に面しています。

北部には高麗山、鷹取山をはじめとした山地や、大磯丘陵(大磯地塊)が連なり、これらの山地は町域の約65%を占めています。一方、南部は平坦地が広がっており、商業地、住宅地が形成されています。

南部には国道1号と西湖バイパスが走り、北部には小田原厚木道路が横断しています。さらにJR東海道本線が国道1号沿いを、JR東海道・山陽新幹線が小田原厚木道路沿いを通っています(図 1.2-2を参照)。

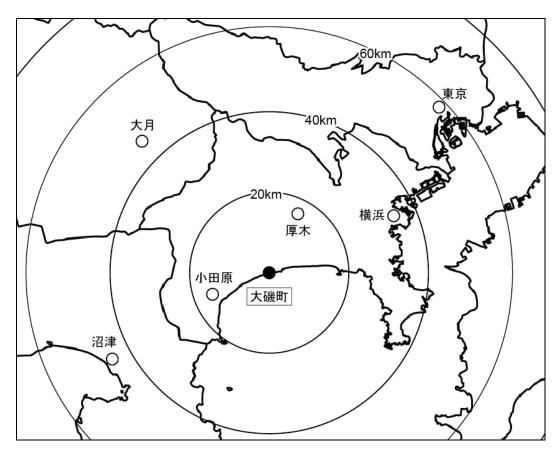


図 1.2-1 本町の位置

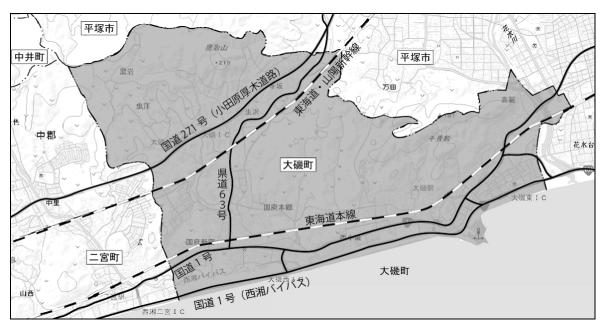


図 1.2-2 本町の交通網

2. 気候的特性

本町の過去10年間の気象状況を表 1.2-1、2020(令和2)年の気象状況を表 1.2-2及び図 1.2-3に示します。本町の気候は、相模湾沿岸を流れる暖流の影響で、年間の平均温度が16℃前後で、冬季でも平均温度が9℃程度と比較的温暖です。

表 1.2-1 過去 10 年間の気象状況

/ T	平均温度	平均湿度	最低湿度	平均風速	最大風速	平均雨量	最多		天	候	
年	(°C)	(%)	(%)	(m/s)	(m/s)	(mm/日)	風向	晴	雨	雪	雪
2011(H23)	15.9	70.3	11.6	3.8	40.0	3.5	北北東	232	32	100	1
2012(H24)	15.6	68.5	8.6	3.8	35.3	4.2	北北東	224	29	111	2
2013(H25)	16.3	66.0	15.0	3.9	33.6	3.7	北北東	239	27	99	0
2014(H26)	15.8	64.8	8.3	3.7	35.3	1.5	北北東	227	36	100	2
2015(H27)	16.3	66.0	10.0	3.7	29.5	3.9	北北東	222	40	103	0
2016(H28)	16.5	66.8	6.9	3.8	35.6	3.7	北北東	194	39	132	1
2017(H29)	16.1	72.0	12.7	3.7	29.8	4.3	北北東	230	33	102	0
2018(H30)	16.8	71.3	14.4	4.0	44.5	3.1	北北東	207	32	125	1
2019(R1)	16.7	66.0	10.5	3.9	49.4	3.7	北北東	184	48	133	0
2020(R2)	16.9	68.5	8.8	4.0	28.2	3.3	北北東	225	32	109	0

出典:令和2年版 大磯の統計

表 1.2-2 令和2年の気象状況

年月	平均温度	平均湿度	最低湿度	平均風速	最大風速	平均雨量	最多		天	候	
平月	(°C)	(%)	(%)	(m/s)	(m/s)	(mm/日)	風向	晴	雨	曇	雪
2020(R2)年1月	8.1	58.4	20.8	4.0	24.6	2.5	北北東	19	2	10	0
2月	9.0	51.0	8.8	4.0	23.7	1.0	北北東	23	0	6	0
3月	11.1	61.4	11.9	4.6	26.9	4.0	北北東	17	4	10	0
4月	13.4	62.2	16.3	4.5	28.2	5.0	北北東	23	4	3	0
5月	19.2	73.7	20.8	4.1	20.2	1.8	北北東	17	1	13	0
6月	22.9	82.6	42.4	3.3	22.1	5.9	北北東	14	6	10	0
7月	24.0	88.9	51.1	4.1	26.0	11.0	南南西	8	6	17	0
8月	28.3	80.0	39.7	2.7	15.0	0.3	南西	29	1	1	0
9月	24.5	79.9	38.6	4.4	24.6	2.5	北北東	16	1	13	0
10月	18.2	68.5	26.1	4.4	22.0	4.9	北北東	14	6	11	0
11月	15.0	62.1	25.8	3.9	22.1	0.1	北北東	22	0	8	0
12月	9.2	53.7	13.6	3.5	22.7	0.4	北北東	23	1	7	0

出典:令和2年版 大磯の統計

(mm/日) (°C) 12.0 30.0 10.0 25.0 8.0 20.0 6.0 15.0 4.0 10.0 5.0 2.0 0.0 0.0 □□□ 平均雨量 (mm/日) **──** 平均温度 (°C)

図 1.2-3 令和2年の気象状況

3. 人口動態

本町の過去10年間の人口、世帯数等の推移を表 1.2-3及び図 1.2-4に示します。人口は、過去の統計資料から2010(平成22)年をピークとして2011(平成23)年以降減少していますが、2020(令和2)年に増加しています。一方で総世帯数は、過去10年間で増加しており、世帯当たり人口は減少傾向にありますが、2020(令和2)年に増加しています。

年	行政人口(人)	総世帯数(世帯)	世帯当たり人口 (人/世帯)
2011(H23)	32,986	12,541	2.63
2012(H24)	32,748	12,617	2.60
2013(H25)	32,496	12,652	2.57
2014(H26)	32,439	12,820	2.53
2015(H27)	31,550	12,279	2.57
2016(H28)	31,467	12,375	2.54
2017(H29)	31,449	12,491	2.52
2018(H30)	31,467	12,610	2.50
2019(R1)	31,284	12,661	2.47
2020(R2)	31,634	12,706	2.49

表 1.2-3 本町の人口・世帯数の推移

出典:大磯町 HP「人口と世帯数の推移」(各年 10月 1日現在)

※: 平成27年と令和2年は国勢調査の数値、それ以外は国勢調査の確報数値を基に算出した数値

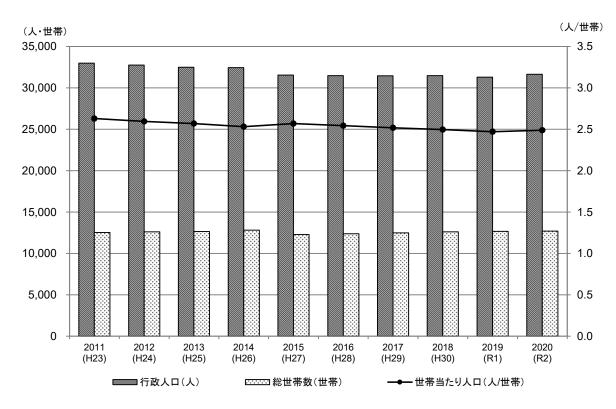


図 1.2-4 本町の人口の推移

4. 市街地・集落等の動向

本町における都市計画用途地域指定状況は表 1.2-4及び図 1.2-5に示すように、都市計画区域の約68.2%を市街化調整区域が占めています。市街化区域の内訳は、住宅系地域84.1%、商業系地域8.8%、工業系地域7.1%となっています。

表 1.2-4 都市計画用途地域指定状況

区分	面積(ha)	比率(%)
行政区域(都市計画区域)	1,723	100.0
市街化区域	548	31.8
市街化調整区域	1,175	68.2
用途地域(市街化区域内訳)	548	100.0
住宅系地域	461	84.1
第1種低層住居専用地域	175	31.9
第1種中高層住居専用地域	126	23.0
第1種住居地域	136	24.8
第2種住居地域	24	4.4
商業系地域	48	8.8
近隣商業地域	48	8.8
工業系地域	39	7.1
準工業地域	30	5.5
工業地域	9	1.6

出典:令和2年版 大磯の統計

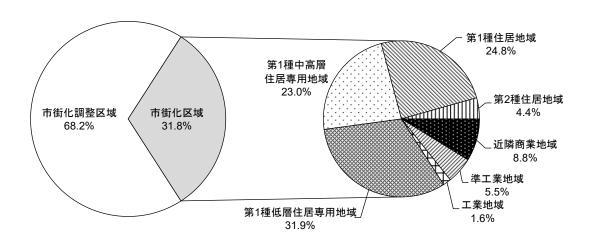


図 1.2-5 都市計画用途地域指定状況

5. 産業の動向

本町の産業別就業人口を、表 1.2-5及び図 1.2-6に示します。2016(平成 28)年度には、約85.3%がサービス業である第3次産業人口、約14.2%が第2次産業人口、約0.5%が第1次産業人口となっています。

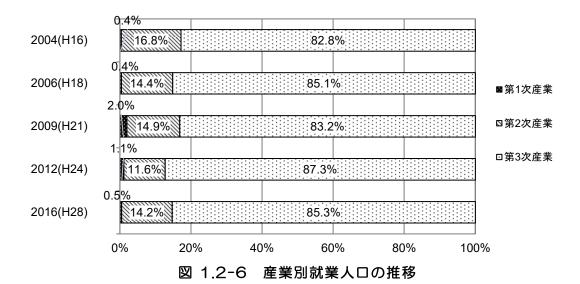
表 1.2-5 産業別就業人口の推移

単位:人

年度 ^{※1}	第1次産業 第2次産業		第3次産業	総数
2004(H16)	30	1,266	6,244	7,540
2006(H18)	37	1,231	7,262	8,530
2009(H21)	157	1,182	6,616	7,955
2012(H24)	87	893	6,718	7,698
2016(H28)	33	959	5,739	6,731

出典:総務省・経済産業省「平成21年、24年、28年経済センサス・活動調査結果」総務省「平成16年、18年事業所・企業統計調査」

※1:調査時点は年度によって異なります。平成18年度以前は事業所・企業統計調査、 平成21年度以降は経済センサスの調査結果を掲載しています。調査によって、経 済センサスと事業所・企業統計調査では調査方法が異なるため、年度間の差数が全 て増加・減少を示すものではありません。



- 10 -

6. 土地利用状况

本町における地目別面積の推移は、表 1.2-6及び図 1.2-7に示すとおりです。 過去10年間で宅地が約7ha、雑種地が約2ha、その他が約2ha増加し、田が約 1ha、畑が約8ha、山林が約1ha減少しました。原野は変化がありませんでし た。

表 1.2-6 土地利用の状況

単位:ha

年	宅地	田	畑	山林	原野	雑種地	その他	総面積
2011(H23)	364.9	57.6	305.0	484.6	56.8	202.9	251.2	1,723.0
2012(H24)	364.9	57.6	305.0	484.5	56.8	203.0	251.2	1,723.0
2013(H25)	365.0	57.6	303.2	484.8	56.8	203.4	252.2	1,723.0
2014(H26)	366.1	57.4	302.3	484.3	56.8	203.6	252.5	1,723.0
2015(H27)	366.6	57.3	301.6	484.2	56.8	204.0	252.5	1,723.0
2016(H28)	367.2	57.3	301.0	484.1	56.8	203.8	252.8	1,723.0
2017(H29)	368.7	57.0	300.1	483.6	56.8	203.9	252.9	1,723.0
2018(H30)	369.6	56.9	299.3	482.1	56.8	205.1	253.2	1,723.0
2019(R1)	370.4	56.8	297.4	484.0	56.8	205.1	252.5	1,723.0
2020(R2)	371.5	56.8	296.6	483.6	56.8	204.9	252.8	1,723.0

出典:令和2年版 大磯の統計

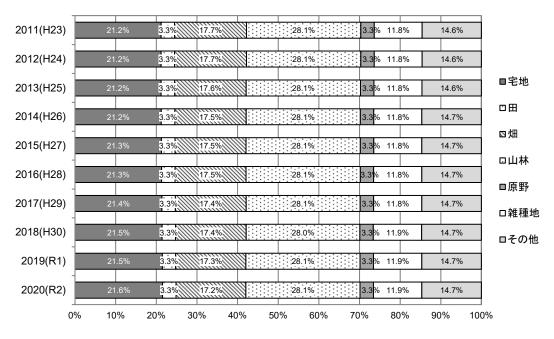


図 1.2-7 土地利用の状況

7. 河川及び海域の水質

(1) 河川及び海域の環境基準

河川及び海域の水質については、環境省が生活環境の保全に関する環境基準を定めており、この基準値を満たすことが望まれます。基準値は、水域の利用目的の適応性による類型別に設定されています。また、基準となる指標は河川と海域で一部異なります。河川については水素イオン濃度(以下pH)、生物化学的酸素要求量(以下BOD)、浮遊物質量(以下SS)、溶存酸素量(以下DO)、大腸菌群数の5種類が定められています。海域については、pH、化学的酸素要求量(以下COD)、DO、大腸菌群数、n-ヘキサンの5種類です。

表 1.2-7 に指標の定義を示します。また、表 1.2-8 に生活環境の保全に関する河川の基準値を、表 1.2-9 に海域の基準値を示します。

表 1.2-7 環境基準に定められた指標の定義

環境基準の指標	定義
pH(ペーハー・水素イオン濃度)	溶液中の水素イオン濃度を表す記号で水素イオン 指数ともいう。pHは、Oから 14 まであり、7 が中性、7を越えるとアルカリ性、7未満が酸性 となる。
BOD (Biochemical Oxygen Demand/生物化学的酸素要求量)	水中の有機物質が一定条件のもとで微生物によって分解されるときに消費される酸素の量。
C O D (Chemical Oxygen Demand/化学的酸素要求量)	水中の有機物質が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量。
SS (Suspended Solid/浮遊物質量)	水中に懸濁している固体や浮遊固形物。
DO (Dissolved Oxygen/溶存酸素)	水中に溶け込んでいる酸素の量。きれいな河川は 通常 7~10mg/L 程度である。
nーヘキサン(ノルマルヘキサン抽 出物質)	水中に含まれている比較的揮発しにくい油状物質の量。
大腸菌群	人畜の排泄物などによる汚れを知る尺度で、各種 消化器系病原菌によって汚染されている可能性が 高い。

出典:大磯町 HP

※:環境基準とは、環境基本法第 16 条に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準、つまり行政上の政策目標値として定められたものであり、規制基準値とは異なります。公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」があり、本計画では「生活環境の保全に関する環境基準」について記載しています。なお、「人の健康の保護に関する環境基準」においても、カドミウム、シアン等の項目が定められています。

表 1.2-8 生活環境の保全に関する河川の環境基準(ア)

利用目	基準となる指標									
的の適 応性に よる類 型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素要 求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数					
АА	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下					
А	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下					
В	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下					
С	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上						
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上						
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	_					

出典:環境省 HP

表 1.2-9 生活環境の保全に関する海域の環境基準(ア)

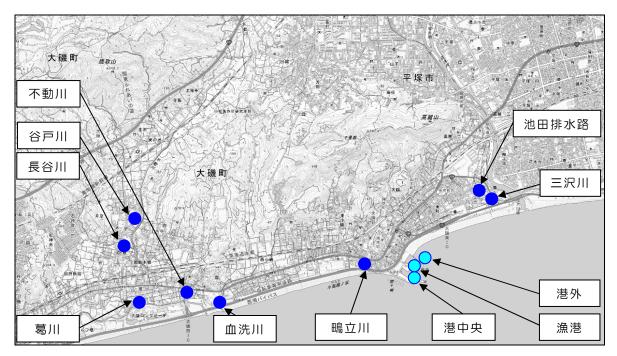
	基準となる指標								
項目 類型	水素イオン 濃度 (pH)	度 素要求量 浴仔憋系量 大		大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)				
А	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出されない こと。				
В	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	_	検出されない こと。				
С	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	_					

出典:環境省 HP

(2) 河川・海域の水質

本町では、毎年、河川・海域の水質調査を実施しています。水質調査の測定地点は図 1.2-8 に示すとおりです。河川の水質調査は、2 級河川(葛川、不動川)と町管理河川(血洗川、池田排水路、三沢川、鴫立川、長谷川、谷戸川)の計8地点で実施しています。また、海域の水質調査は港中央、漁港、港外の3地点で実施しています。

測定地点を上述の生活環境の保全に関する環境基準にあてはめると、河川の8地点は表 1.2-8 の C 類型、海域の 3 地点は表 1.2-9 の A 類型に該当します。



※河川 ●:環境基準 C 類型、海域 ●:環境基準 A 類型

図 1.2-8 河川及び海域の水質測定地点

(3) 河川水質の推移

本町を流れる、池田排水路、三沢川、鴫立川、血洗川、葛川、不動川、長谷川、谷戸川の水質の推移は以下のとおりです。

- ●pH は、池田排水路、三沢川、谷戸川の3河川において、高い値で推移し、特に2012(平成24)年度以降は、環境基準の上限(pH:8.5)を超える状況が続いています。これら以外の河川のpH は過去10年間、環境基準(pH:6.5~8.5)を満たしています(図1.2-9参照)。
- ●BOD は、2011(平成 23)年度には鴫立川及び不動川の2河川で環境 基準(BOD:5mg/L 以下)を上回りました。その後は徐々に改善してき ており、2017(平成 29)年度以降は谷戸川を除く全ての河川で環境基 準を下回っています(図 1.2-10参照)。
- ●SS は、過去 10 年間、全ての地点で環境基準(SS:50mg/L 以下)を大きく下回っています(図 1.2-11 参照)。
- ●n-ヘキサンは、2019(令和元)年度に三沢川で検出されましたが、 2020(令和 2)年度では全ての地点で検出されていません(図 1.2-12参照)。

以上のように、過去 10 年間の本町の河川水質は、指標によって評価が分かれる結果となりました。pHについては、池田排水路、三沢川、谷戸川の3 河川において環境基準を上回っているため、水質の改善が必要です。n-ヘキサンについては、河川での環境基準は定められていませんが、いくつかの河川において検出されています。一方でBOD 及びSS については全体的に改善されています。

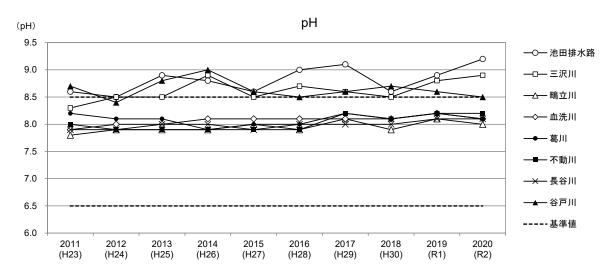


図 1.2-9 pH の測定結果(環境基準:6.5~8.5)

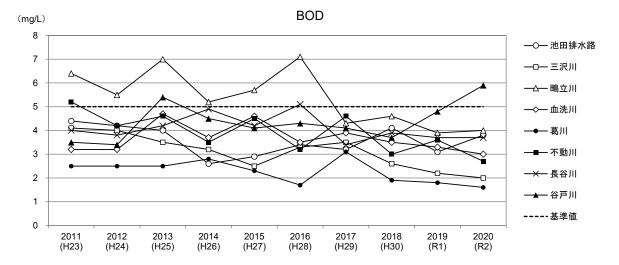


図 1.2-10 BOD の測定結果(環境基準:5mg/L 以下)

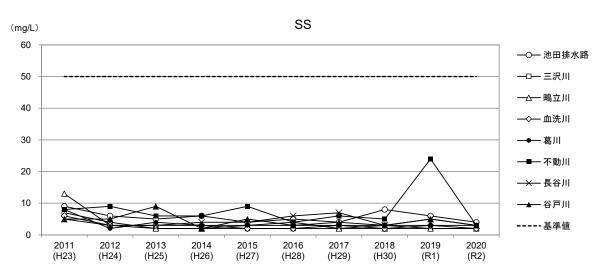


図 1.2-11 SS の測定結果(環境基準:50mg/L 以下)

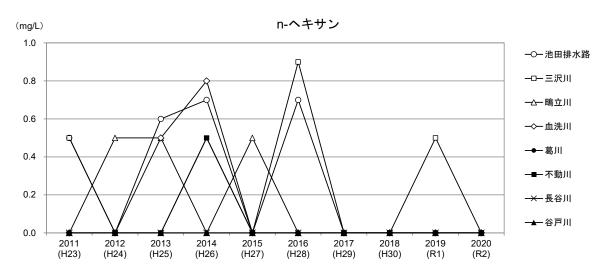


図 1.2-12 n-ヘキサンの測定結果(環境基準:定められていない)

(4) 海域における水質の推移

本町沿岸(港中央、漁港、港外)の水質の推移は以下のとおりです。

- ●pH は、全体的に高めで、全ての地点で基準値内を推移していましたが、 2014(平成 26)年度には、港中央と港外において環境基準(pH:7.8 ~8.3)を上回りました。その後、2015(平成 27)年度からふたたび 基準値内で推移しています(図 1.2-13 参照)。
- ●COD は、過去 10 年間の変動が大きく、環境基準(COD:2mg/L 以下)を上回る年度が多くあります(図 1.2-14 参照)。
- ●DO は、2011(平成 23)年度以降、環境基準(DO:7.5mg/L 以上)を下回っていましたが、2014(平成 26)年度以降環境基準を概ね上回り改善されています(図 1.2-15 参照)。
- ●大 腸 菌 群 数 は 、 2011 (平 成 23) 年 度 以 降 環 境 基 準 (1,000MPN/100mL 以下)を下回っています。2018(平成 30) 年度において港外で環境基準を上回りましたが、2019(令和元)年度に は改善されています(図 1.2-16 参照)。
- ●n-ヘキサンは、2017(平成29)年度以降全ての地点で検出されていません(図 1.2-17 参照)。

河川と同様に、近年では海域でも pH の値が高くなっています。COD の値も環境基準を上回る年度が多く、大腸菌群数も海域(港外)で検出されています。またn-ヘキサンも、海域(港外)で検出されたことがあり、河川水質が海域における水質にも影響を与えているものと考えられます。

COD については、環境基準を上回っており、水質の改善が必要です。pH、DO、大腸菌群数、n-ヘキサンにおいては改善が見られます。

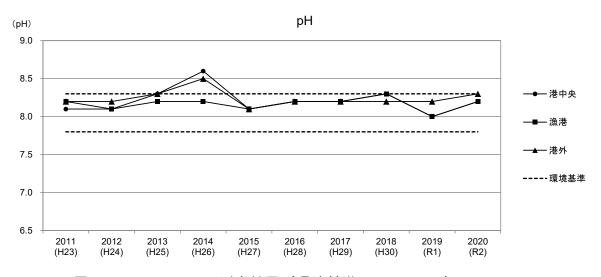


図 1.2-13 pH の測定結果(環境基準:7.8~8.3)

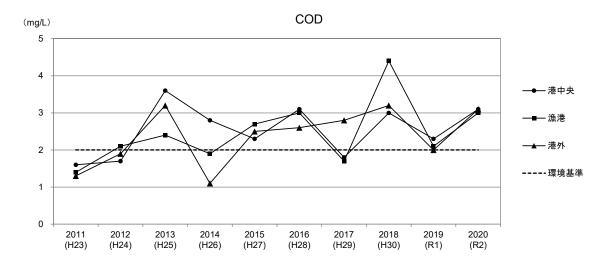


図 1.2-14 COD の測定結果(環境基準:2mg/L 以下)

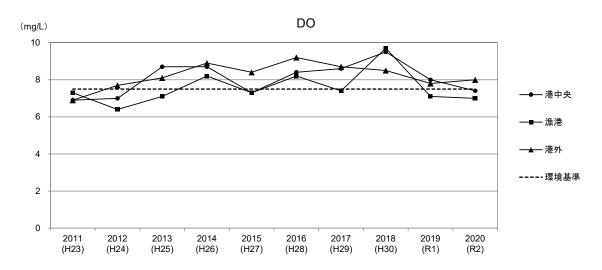


図 1.2-15 DO の測定結果(環境基準:7.5mg/L 以上)

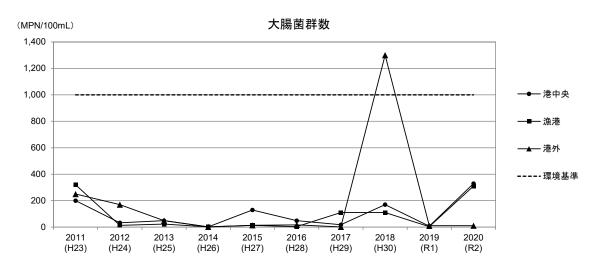


図 1.2-16 大腸菌数の測定結果(環境基準:1,000MPN/100mL 以下)

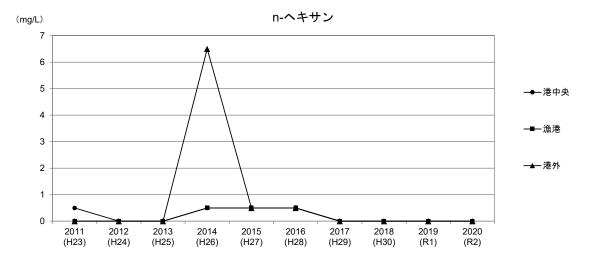


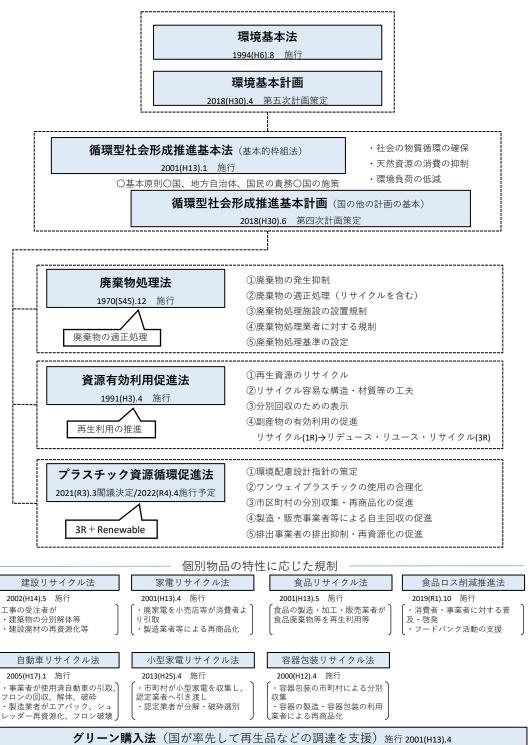
図 1.2-17 n-ヘキサンの測定結果(環境基準:検出されないこと)

関係法令及び関係計画 第2節

1. 国の法令等

(1) ごみ処理関係

我が国では、循環型社会の構築を目指した関連法体系の整備が急速に進められ ています。図 1.2-18 に廃棄物・リサイクル関連法の全体像を示します。



出典:環境省資料「循環型社会を形成するための法体系」を基に作成

図 1.2-18 廃棄物・リサイクルに関する法体系

- ●環境基本法
- ●環境基本計画
- ●循環型社会形成推進基本法
- ●循環型社会形成推進基本計画
- ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ●資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
- ●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラスチック資源循環促進法)
- ●バイオマス活用推進基本法
- ●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)
- ●特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)
- ●建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設資材リサイクル法)
- ●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)
- ●使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)
- ●小型家電リサイクル法
- ●食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)
- ●国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- ●ダイオキシン類対策特別措置法
- ●水銀による環境の汚染の防止に関する法律
- ●パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコン ピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定 める省令
- ●市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針
- ●ごみ処理基本計画策定指針(一般廃棄物処理基本計画策定指針)
- ●一般廃棄物会計基準

(2) 生活排水関係

- ●水質汚濁防止法
- ●下水道法
- ●浄化槽法
- ●生活排水処理基本計画策定指針

2. 神奈川県の条例、規則

- 申神奈川県環境基本条例
- ●神奈川県生活環境の保全等に関する条例
- ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則
- 申神奈川県環境影響評価条例
- ●使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

3. 本町における条例、規則

- ●大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ●大磯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
- ●大磯町下水道条例
- 大磯町下水道条例施行規則
- 大磯町環境基本条例
- ●大磯町環境審議会規則
- ●大磯町美しいまちづくり条例
- ●大磯町美しいまちづくり条例施行規則

4. ごみ処理行政の動向

(1) 国際的な計画

1)持続可能な開発目標(SDGs)(2015(平成27)年9月)

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、2015 (平成27) 年 9 月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で、「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない世界の実現」を基本理念に掲げ、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、2030 (令和12) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、日本も積極的に取り組むこととしています。例えば、「目標12 つくる責任つかう責任(持続可能な消費と生産)」において、2000 (平成12) 年と比較して2030 (令和12) 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させるという目標が掲げられています。

目標達成に向けては、住民、事業者、行政機関など全ての個人・団体が SDGs を理解し、それぞれの立場で主体的に行動していくことが求められます。 また、SDGs は一つの行動によって複数の課題を統合的に解決する「マルチ ベネフィット」を目指しており、今後、環境政策には、環境を保全することに とどまらず、環境保全の取組みを通じ経済・社会の諸課題を解決する役割が求められています。

本計画では、SDGs の視点を踏まえ、住民、地域、事業者、行政機関などあらゆる主体のパートナーシップにより、持続可能な社会の実現を目指します。

2) パリ協定(2016(平成28)年11月)

パリ協定は、1997(平成9)年に定められた「京都議定書」の後継となるものとして、2015(平成27)年にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で合意された2020(令和2)年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みです。参加国数などの発効するための条件が整った2016(平成28)年11月に発効されました。

パリ協定では、世界共通の長期目標として、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすること、そのために、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21 世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとることとされています。この協定に基づき、我が国は温室効果ガスの排出量を、2030(令和 12)年度までに 2013(平成 25)年度の水準から 26%削減することが目標として掲げられています。

3) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン(2019(令和元)年6月)

2019(令和元)年6月に開催された G20 大阪サミットにおいて、日本は 2050(令和 32)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロ にまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されました。他国や国際機関等にもビジョンの共有を呼びかけ、 2021(令和3)年5月現在、87の国と地域が共有しています。

社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050(令和32)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すとしています。

(2) 国の計画

1)循環型社会形成推進基本計画(2018(平成30)年6月閣議決定) 第四次循環型社会形成推進基本計画では、循環分野の課題である「放射性物質による環境汚染」や「大規模災害の頻発」などに対し、以下に示す 7 つの施策を掲げ、将来像・取組み・指標を設定しています。

【7つの施策】

- •持続可能な社会づくりとの統合的な取組み
- •多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
- •ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- •適正処理の更なる推進と環境再生
- •万全な災害廃棄物処理体制の構築
- •適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
- •循環分野における基盤整備
- 2) 廃棄物処理基本方針(2016(平成28)年1月)

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止、 その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に できる限り循環的な利用(適正な循環的利用)を行うことを基本としています。 2016(平成 28)年の改定により、非常災害時(地震、台風等)に発生する 災害廃棄物に関する事項を追加しています。

3) 廃棄物処理施設整備計画(2018(平成30)年6月閣議決定)

従来から取り組んできた3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の 強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備について示し ています。また、人口減少等、廃棄物処理をとりまく社会構造の変化に鑑み、 廃棄物処理施設の適切な運営に必要なソフト面の施策を掲げています。

【基本理念】

- •基本原則に基づいた3Rの推進
- •気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保
- •地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備
- 4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(2021(令和3)年6 月閣議決定)

プラスチック製品の設計・製造段階から販売・提供段階、排出・回収・リサイクル段階までに関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組み(3R+Renewable)を促進するための措置を講じるために新たに法律が施行されます。

【基本方針】

- •プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- •ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- •プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化

【法により措置される事項】

- •プラスチック製品の環境配慮設計に関する指針の作成
- •ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- •市区町村の分別収集、再商品化
- •製造販売事業者等による自主回収
- •排出事業者の排出抑制、再資源化
- 5) 食品ロスの削減の推進に関する法律(2019(令和元)年10月施行)

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とします。

- •まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組みであると定義
- •国は、基本方針を策定(閣議決定)
- •地方公共団体は基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
- ●理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)を設ける

(3) 県の計画

1) 神奈川県環境基本計画(2016(平成28)年3月改定)

環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標や施策の方向等を定めています。基本目標と 3 つの施策の分野が定められており、「施策の分野1 持続可能な社会の形成」で廃棄物に関する施策の方向性が以下のとおり定められています。

基本目標 次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり

計画期間 2016(平成28)~2025(令和7)年度【10年間】

※2021(令和3)年3月に5か年の中間年次の施策等の実施期間を延長

施策の分野1 持続可能な社会の形成

施策の分野2 豊かな地域環境の保全

施策の分野3 神奈川のチカラとの協働・連携

【循環型社会づくり】

循環型社会の実現に向けて、引き続き3Rの推進に取り組みます。また、2020(令和2)年*の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連工事などに対応するために、建設副産物の適正処理や不法投棄対策を推進していきます。

※新型コロナ・ウイルスの影響により 2021 (令和3)年に延期

【重点的に取り組むべき事項】

- •資源の循環的利用の推進
- •一般廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進
- •産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進

【設定目標】製造業における産業廃棄物の再生利用率

	実績	目標値									
年	2013	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023		
度	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
値	45.1%	46%	47%	48%	49%	50%		50%			

【適正処理の推進】

- •廃棄物の適正処理の推進
- •海岸美化等の推進
- •建設発生土の適正処理の推進
- •災害時に発生する廃棄物への対応

【設定目標】不法投棄等残存量

	実績	目標値							
年	2013	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
度	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
値	12.8万 t	前年度より減少				前	年度より減	少	

2) 神奈川県循環型社会づくり計画(2017(平成29)年3月)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく、一般廃棄物・産業廃棄物の減量、その他その適正な処理に関する法定計画です。併せて、「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて、県民、事業者、行政がそれぞれ主体的に、相互に連携して、循環型社会形成への取組みを進めるための行動計画でもあります。

同計画では基本理念とそれを実現するための施策の柱(大柱)を以下のよう に定めています。

【基本理念(本県の目指す姿)】廃棄物ゼロ社会

- ◆計画期間 2012(平成24)~2021(令和3)年度(10年間)
- 事業計画期間 2017 (平成 29) ~2021 (令和 3) 年度 (5 年間)

【施策の基本的な方向性】

•地球温暖化対策

焼却等を抑制するため3Rを一層推進するとともに、廃棄物エネルギーの有効利用を促進

- •食品廃棄物対策
- 一般家庭、食品小売業、外食産業から排出される食品ロスを削減する対策等を促進するとともに、フードチェーン全体における自主的な再生利用の取組みを促進
- ・建設汚泥の排出抑制及び再生利用 建設汚泥のさらなる排出抑制の取組みや再生利用を進める取組みを促進
- •PCB廃棄物の確実な処理
- •建設廃棄物の適正処理
- •災害廃棄物対策

平時から必要な処理体制の構築を進めるとともに、発災時には、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を図る

【計画目標】

計画目標	目標値 (2021(令和3)年度)
生活系ごみ1人1日当たりの排出量	664 g/人•日
事業活動による廃棄物の県内GDP(県内 総生産)当たりの排出量	53.6 t/億円
一般廃棄物の再生利用率	31%
製造業における産業廃棄物の再生利用率	50%
不法投棄等残存量	前年度より減少

【県民の役割】

- •3Rの実行
- •持続可能な循環型の生活様式への見直し、環境に配慮した製品等の選択
- •食品ロスの削減や分別収集など3Rの推進に向けた施策への協力等 【事業者の役割】
- •生産工程、流通過程における3Rの実行
- •消費、廃棄段階での廃棄物削減に向け、生産する製品における設計の工夫
- •環境負荷の低減のための廃棄物の適正な処理等

【市町村の役割】

- •3Rの推進
- •安全安心な廃棄物処理
- •循環型社会づくりに向けた地域における住民、事業者の取組みの促進等 【県の役割】
- •3R及び適正処理の推進
- •コーディネーターとして、循環型社会づくりの推進
- •災害廃棄物処理施策の推進等
- 3) 神奈川県生活排水処理施設整備構想(2019(平成31)年1月)

公共用水域の汚濁負荷を軽減するため、生活排水処理施設の効果的かつ効率的な整備を推進し、生活排水処理率 100%を目指して策定したものです。この構想は、県内の下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備の基本方針及び県内全域の生活排水処理施設整備の現状と目標を示し、市町村において生活排水処理施設の整備を進める上での指針的な役割を持ちます。

【県全体における整備目標】

年度	基準年次	概成年次	最終年次
	(2016(平成 28)年度)	(2025(令和7)年度)	(2030(令和 12)年度)
生活排水 処理率	97.9%	99%	100%

4) かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム(2020(令和2)年3月)

プラごみによる海洋汚染が世界規模で大きな社会問題となっていることから、神奈川県は2018(平成30)年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。この宣言では、2030(令和12)年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指し、以下の推進方策を策定しました。また、3つの推進方策が効果的に進むよう普及啓発を図るとともに、プラごみ等の実態調査を実施することとしています。

【推進方策】

- •ワンウェイプラの削減
- •プラごみの再生利用の促進
- •クリーン活動の拡大等

(4) 本町の計画

1)大磯町第五次総合計画前期基本計画(2021(令和3)年3月)

本町が目指す、まちの将来像を実現するための基本理念と基本目標が定められています。前期基本計画における、廃棄物行政等に係る施策を以下に示します。

計画期間 2021 (令和3)年度~2025 (令和7)年度(5年間) 【目指すべき姿】

- •町民、行政、事業者が連携し、ごみの減量化、資源化の推進による循環型 地域社会を形成しながら、それぞれが自分事ととらえ取り組むことができ ている町
- •広域処理の観点から、施設の適正な整備・運営が行われている町

【施策の概要】

施	目標値 (2025(令和 7)年度)		
減量化の推進	1人1日当たりのごみ 排出量	869g 以下	
資源化の推進	資源化率	32.9%以上	
ごみ処理広域化の推進	ごみ処理広域化実施計 画による施設整備数	2施設	
し尿処理体制の推進	処理水の水質状況	施設設定値範囲内を維持	

2) 大磯町環境基本計画(2013(平成25)年3月)

自然と共存した持続可能な循環型社会を形成し、良好な環境を次世代に引き継ぐために、町の将来像と町の施策の方向性、環境の目標とそれを達成するための町民、事業者、滞在者、町の取組みを示したものです。

廃棄物行政等に係る施策を以下に示します。

基本目標 豊かな自然と歴史・文化に囲まれた快適なまち 大磯 計画期間 2013(平成25)年度~2022(令和4)年度(10年間)

【5つのプロジェクト】

- •自然環境の保全プロジェクト ~豊かな自然とふれあえるまち~
- ・歴史・文化・景観の保全プロジェクト ~歴史・文化と自然が共生するまち~
- •生活環境の保全プロジェクト ~健康で安心して暮らせるまち~
- •循環型社会の構築プロジェクト ~限りある資源を大切にするまち~
- •環境教育・学習の推進プロジェクト

~協働による環境づくりをするまち~

【廃棄物行政に係る施策の概要】

- •減量化の推進
- •リサイクルの推進
- •適正排出・処理の推進
- •環境美化の推進
- •環境にやさしい製品の利用の推進
- •環境教育の推進
- •パートナーシップによる取組みの推進

【指標と目標値】

指標	目標値 (2022(令和 4)年度)
1人1日当たりのごみの排出量	984g
ごみの資源化率	34.0%
コンポスト容器のあっせん件数	累計 2,500 件
電動生ごみ処理機の補助件数	累計 425 件
アダプト制度の参加団体数	6 団体
不法投棄件数(年間)	〇件
町ぐるみ美化キャンペーン参加人数(年間)	6,000 人以上

【生活排水処理における施策の概要】

•河川・海域の水質の改善

【指標と目標値】

指標	目標値 (2022(令和 4)年度)
苦情件数(水質汚濁)年間	O件
全ての河川水質(BOD値)	5mg/L 以下
下水道整備率	100%
下水道接続率	100%
合併処理浄化槽補助件数	累計 35 件

3) 大磯町公共下水道中期ビジョン(2010(平成22)年度)

下水道施設の維持管理や財政、経営の課題を整理した、本町の公共下水道事業の 10 年間の総合的な計画です。同計画においては、以下に示す基本理念と基本方針を定めています。

計画期間 2011 (平成23) 年度~2020 (令和2) 年度(10年間)

【基本理念】

- •下水道は、町民の快適で安全・安心な生活環境のための都市基盤施設であ り、持続可能な社会に寄与する。
- •下水道は、行政と町民の協働により推進する事業であり、より良い環境の 創造に向けて、安定した経営基盤のもと、効率的かつ効果的な施策を行う。

【基本方針】

- •快適な生活環境の構築
- •安心・安全なまちづくり
- •安定した経営基盤の確保

4)大磯町地域防災計画

大磯町地域防災計画(地震災害対策編(2018(平成30)年修正)・風水害等対策編(2019(令和元)年修正))により町域の災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、内容を随時見直すことにより災害対策を推進しているほか、近隣5市3町1一部事務組合で災害時の相互支援協定の締結など、関係者間の連携強化を図っています。

(5) その他の計画

1) 湘南西ブロック第二期 平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画 (2021(令和3)年3月)

平塚市・大磯町・二宮町による 1 市2町ごみ処理広域化推進会議が設置され、2012(平成24)年3月に2020(令和2)年度までを計画期間とする「湘南西ブロック平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(以下「第一期ごみ処理広域化実施計画」という。)」を策定しました。第一期ごみ処理広域化実施計画を進める中で厨芥類資源化施設の整備を取りやめ、リサイクルセンター整備主体の変更、剪定枝資源化施設規模等の変更により、第一期ごみ処理広域化実施計画の一部見直しを行い、2015(平成27)年3月に「湘南西ブロック改訂平塚・大磯・二宮ブロックごみ処理広域化実施計画(以下「改訂第一期ごみ処理広域化実施計画」という。)」を策定しました。

改訂第一期ごみ処理広域化実施計画の計画期間の終了に伴い、2021(令和3)年3月に、2021(令和3)年度から2030(令和12)年度までの10年間を計画期間とする、「第二期ごみ処理広域化実施計画」を策定しました。

循環型社会の形成に向けて一般廃棄物の「排出抑制」、「資源化」をより一層推進し、そのうえで各ごみ処理施設の必要性や経済性を考慮した適正な規模とします。次の 5 つの基本方針を基に、引き続きごみ処理広域化の推進を図ることとします。

【基本方針】

- •循環型社会形成を目指した3Rの推進
- •住民・事業者・行政の協働によるごみ処理・資源化の推進
- •環境に配慮した安心で安全かつ地球環境に優しい施設整備
- •環境面、地域性等を考慮した施設配置及び施設運営
- •ごみ処理経費の抑制

【計画目標】

•減量化の目標

2025 (令和 7) 年度の1人1日当たりのごみ排出量を 847g 以下 (2018 (平成 30) 年度比 3.0%以上削減)とすることを目指す。

•資源化の目標

2025 (令和 7) 年度以降の資源化率を 30.6%以上とすることを目指す。

•最終処分量の削減目標

2018 (平成 30) 年度の最終処分量に対して、2025 (令和 7) 年度 以降の最終処分量を 7.7%以上削減することを目指す。

2) 神奈川県 平塚・大磯・二宮地域 循環型社会形成推進地域計画(第三期計画)(2020(令和2)年12月)

環境省所管の循環型社会形成推進交付金(3R交付金)を活用するため、地域における3R推進のための目標や広域処理施設の整備計画などを定めた「循環型社会形成推進地域計画」を策定しています。

第2編 ごみ処理編



第1章 ごみ処理の現況

第1節 ごみ処理の現状

1. ごみの分別区分と処理体制

(1) ごみの分別区分と排出方法

現況のごみの分別区分と排出方法を表 2.1-1 に示します。本計画においては、中間処理後資源化されるものを資源ごみとします。

表 2.1-1 現況における収集ごみの分別・排出方法 (1/2)

5	分別区分	ごみの種類	排出方法
	可燃ごみ (指定袋)	生ごみ、葉・草、ビデオ テープ、家庭用ラップ、 ゴム製品、紙おむつ等	・町指定袋(赤文字)に入れて出す。 ・生ごみは十分水気を切ってから出す。 ・草・葉は、土を落として出す。 ・大きいもの、長いものは、30 cm以内の 大きさに切って出す。
収	粗大ごみ	大小屋、 に接しじ がといい。 だいのは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	まで粗大ごみを出す。 <直接持ち込むとき>
集 ご み	不燃ごみ	アイロン、扇風機、掃除 機、ラジカセ、ガラス 品、かさ、蛍光管類、茶碗 球、皿・陶器類、茶碗、 か た い プ ラ ス チ ッ (CD・ハンガー)等	・オレンジ色のかごに入れて出す。 ・かごに入らないものはかごの横に並べ通行の妨げにならないように出す。 ・蛍光管類は、割れないよう、蛍光管類専用のかごに入れる。 ・割れたガラス等は中身の見える袋に入れて出す。 ・ボックスの間口(10 cm×35 cm)に入るさの小型家電については、ックスに改等に設置されてしても出すこともできる。 ・電池、バッテリー等が付いているものは外して出す。
	有害ごみ	乾電池、コイン電池(形式記号 CR または BR)体温計(水銀)、ライター	・専用の青色の缶に入れて出す。・体温計は透明な袋に入れて水銀がこぼれないようにして出す。・リチウム・ボタン型電池は販売店へ返す。・ライターはガスを抜いてから出す。

出典:大磯町 HP「ごみと資源の分け方・出し方ガイドブック」(2021(令和3)年9月現在)

表 2.1-1 現況における収集ごみの分別・排出方法 (2/2)

	ケ		ごみの種類	排出方法			
	/_	ו איז פי א	しいり性炽				
		空き缶類	アルミ缶、スチール缶、 食品缶、スプレー缶、カ セットボンベ	・中をすすいで、緑色の網かごに入れて出す。・スプレー缶・カセットボンベは使い切って出す。・缶はつぶさないで出す。			
		ペットボトル	「PET マーク」のある ボトル(清涼飲料・しょ うゆ・酒類・みりんな ど)	・ラベルとキャップを取り、中をすすいで、つぶさずに出す。(ラベルとキャップは「容器包装プラスチック」として出す。)・透明・半透明のビニール袋または中身の見えるレジ袋に入れて出す。			
		ビン	生 き ビ ン (ビ ー ル ビ ン)、ビン類(その他の ビン)	・中身を空にして、すすいでキャップを取って出す。・生きビン(ビールビン)は、水色のかごに入れて出す。・ビン類(その他のビン)は、灰色のかごに入れて出す。			
		廃食用油	使用済みの天ぷら油等	ペットボトル等の容器に入れ、きっちり ふたをして、生きビン(ビールビン)と 同じ水色のかごに入れて出す。			
収集ごみ	資 源 ご み	容器包装プ ラスチック	「プラストラックの あるのプ、レローの で で 等子 で 等子 のい い い り い り い り り り り り り り り り り り り	・透明・半透明のビニール袋または中身の見えるレジ袋に入れて出す。・中身を使い切り、汚れを落としてから出す。・袋類・トレイ・カップ類など種類に関係なく、一緒の袋に入れて出す。			
		金属類	主に金属できて、 る金 でなべ、ンガー、スプートート、 オーク、自電子、 ター、、ブスレート、 カート、 カートーブ、 カーストーブ カーストーブ カーストーブ	 ・青色のかごに入れて出す。 ・自転車、ストーブなど大きなものは、かごの横に並べて置く。 ・自転車は、「廃棄」と表示(はり紙)を出す。 ・ストーブ・ファンヒーターは、電池・灯油を抜いて出す。 ・刃物などは危険のないように紙で包み、「刃物」と明記する。 			
		古紙	新聞、雑誌・チラシ、段 ボール、紙パック(牛乳 やジュース)、雑紙(は 刺以上の大きさで、は紙、 き、包装紙、トイレッ 葉子の紙箱、トプの芯等	・なるべく地域の集団・資源回収を利用する。・古紙は品目ごとにまとめて、ひもでしばって出す。・紙パックは洗って切り開き、乾かしてから出す。・雑紙は、紙袋に入れるか、雑誌の間にはさんで出す。			
		古布 (指定袋)	布類(古着、カーテン、 毛布、シーツ)等	・町指定袋(黒文字)に入れて出す。 ・濡れると資源にならないため、雨の日は 次の収集日に出す。 ・汚れたもの、破れたものは「30 cm以内 の大きさに切って可燃ごみ」に出す。			
		剪定枝	剪定枝(刈り込み枝)	・剪定枝は、幹の太さ 10cm 以内、長さ 50cm 以内に揃えて束ねて出す。			
шш	· +		と次海の公はち、山」ちガ	イドブック」(2021(

出典:大磯町 HP「ごみと資源の分け方・出し方ガイドブック」(2021(令和3)年9月現在)

(2) ごみの処理体制

現況のごみ処理体制における処理主体を表 2.1-2 に示します。本町におけるごみは、排出主体によって家庭系ごみ、事業系ごみに分けられます。また、収集・運搬の処理主体によって、委託業者(事業系ごみは許可業者)によって収集される収集ごみと、個人もしくは排出事業者によってごみ処理施設に直接搬入される直接搬入ごみに分けられます。

表 2.1-2 現況におけるごみ処理主体

区分	ごみの種類	施設	処理主体	運営管理
収集・	家庭系ごみ		住民 ^{※1} ・本町 (委託)	本町(委託)
運搬	事業系ごみ		事業者 ^{※1,2} ・ 本町(許可) ^{※3}	本町(許可)
中間	家庭系ごみ	広域化ブロック内	本町(委託)	平塚市(委託)
処理	事業系ごみ	の中間処理施設	本则(安心)	二宮町(委託)
最終	家庭系ごみ	平塚市遠藤原一般	本町(委託)	平塚市(委託)
処分	事業系ごみ	廃棄物最終処分場	本町(委託)	平塚山(安武)

※1:直接搬入の搬入先は大磯町美化センター(リサイクルセンター)です。

※2:事業者による直接搬入が認められているごみは、可燃ごみ・粗大ごみのみです。

※3:許可業者は、資源ごみを収集しています。

(3) 収集•運搬体制

収集運搬の現況(家庭系ごみ)を表 2.1-3 に示します。家庭系ごみのうち、収集ごみ(戸別回収の粗大ごみを含む)については全て委託業者による収集を行っています。また、事業所等から排出される事業系ごみは許可業者あるいは排出者等自らにより直接搬入されています。

表 2.1-3 収集・運搬の現況 (家庭系ごみ)

分別区分	収集方式	収集 形態	収集容器	収集 頻度
可燃ごみ			• 指定袋	2 回/週
古紙・古布			・古紙は紐で束ねる ・古布は指定袋	1 回/週
剪定枝			・紐で束ねる	2回/月
ペットボトル			・透明・半透明のビニール袋ま たは中身の見えるレジ袋	2回/月
ビン・ 廃食用油	ステーション方式 (粗大ごみは戸別回 収及び直接搬入)	委託	・生きビンは水色のかご・その他のビンは灰色のかご・廃食用油はペットボトル等に 入れ水色のかご	2 回/月
空き缶類・ 不燃ごみ			・空き缶類は緑色の網かご ・不燃ごみはオレンジ色のかご ・蛍光管類は専用のかご	2 回/月
容器包装 プラスチック			・透明・半透明のビニール袋または中身の見えるレジ袋	1 回/週
金属類・ 有害ごみ			・金属類は青色のかご ・有害ごみは専用の缶	1 回/月
粗大ごみ			-	随時 (戸別)

出典:大磯町 HP,「ごみと資源の分け方・出し方ガイドブック(2021(令和 3)年 9 月現在)」

(4) ごみ処理の流れ

現況のごみ処理の流れを図2.1-1に示します。

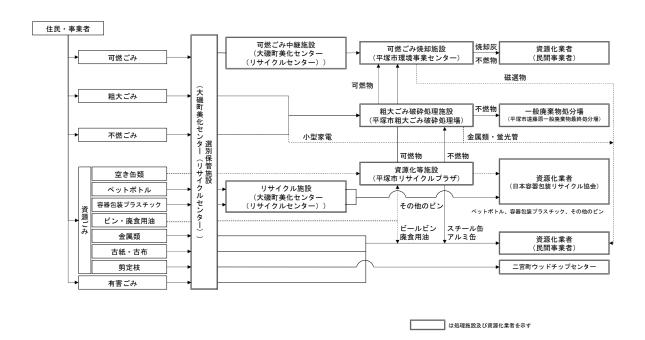


図 2.1-1 ごみ処理の流れ(2021(令和3)年度現在)

2. ごみ排出量の実績

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみの排出量を表 2.1-4、図 2.1-2 に示します。家庭系ごみは 2015 (平成 27) 年度以降減少し、2020 (令和 2) 年度には 9,130 t/年 (2015 (平成 27) 年度比で約 1%減)となっています。収集形態・分別区分ごとの内訳について、2015 (平成 27) 年度と 2020 (令和 2) 年度の値を比較すると、収集の資源ごみ (2015 (平成 27) 年度比で 154 t減)及び直接搬入の粗大ごみ (2015 (平成 27) 年度比で 111 t減)が大きく減少しています。

一方、収集の不燃ごみ(2015(平成27)年度比で115t増)、直接搬入の可燃ごみ(2015(平成27)年度比で98t増)及び資源ごみ(2015(平成27)年度比で58t増)が増加しています。これは、新型コロナ・ウイルス感染拡大に伴う外出自粛などの影響があるものと考えられます。

		年度		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
人口	1		(人)	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
		可燃ごみ	(t/年)	5,690	5,720	5,663	5,651	5,660	5,622
	収	不燃ごみ	(t/年)	312	331	333	352	393	427
	集	資源ごみ	(t/年)	2,435	2,356	2,286	2,236	2,191	2,281
		粗大ごみ(家電リサイクル除く)	(t/年)	70	78	74	67	69	80
	み	その他のごみ(有害ごみ)	(t/年)	11	10	10	12	14	11
宏		小計	(t/年)	8,518	8,495	8,366	8,318	8,327	8,421
家庭系	-	可燃ごみ	(t/年)	64	69	59	63	64	162
系	直接	不燃ごみ	(t/年)	29	46	37	24	24	24
ごみ	搬	資源ごみ	(t/年)	91	102	95	180	187	149
or	入	粗大ごみ(家電リサイクル除く)	(t/年)	228	199	183	125	111	117
	ごみ	その他のごみ(有害ごみ)	(t/年)	0	0	0	0	0	0
	0,	小計	(t/年)	412	416	374	392	386	452
	集団	回収	(t/年)	282	267	259	267	262	257
	家庭	系ごみ合計	(t/年)	9,212	9,178	8,999	8,977	8,975	9,130
	1人1	日当たり家庭系ごみ排出量	(g/人·日)	797.8	799.1	784.0	781.6	783.8	790.7

表 2.1-4 家庭系ごみの排出量

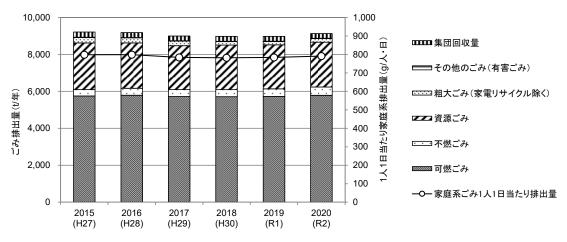


図 2.1-2 家庭系ごみ量の実績

(2) 事業系ごみ

事業系ごみの排出量を表 2.1-5、図 2.1-3 に示します。事業系ごみは 2015(平成 27)年度以降、増減を繰り返しています。2020(令和 2)年度は、他年度と比べ 1,414t/年と大きく減少しています。例年と比較して台風や大雨による海岸漂着ごみが少なかったことや、新型コロナ・ウイルスに伴うテレワークの導入及び飲食店の休業・時短要請等などの影響があるものと考えられます。収集形態・分別区分ごとの内訳について、2015(平成 27)年度と 2020(令和 2)年度の値を比較すると、収集の可燃ごみ(2015(平成 27)年度比で 222 t 減)が大きく減少しています。

2015(H27) 2016(H28) 2017(H29) 2018(H30) 年度 2019(R1) 2020(R2) 人口 31,550 31,467 31,449 31,467 31,284 31,634 (人) (t/年) 可燃ごみ 1,393 1,318 1,328 1,373 1,397 1,171 不燃ごみ (t/年) 0 0 0 0 0 0 資源ごみ 粗大ごみ(家電リサイクル除く (t/年) 0 0 0 0 0 0 (t/年) 0 0 0 0 0 0 その他のごみ(有害ごみ) (t/年) 0 0 0 0 0 0 (t/年) 1,393 1,318 1,328 1,373 1,397 1,171 小計 219 可燃ごみ 390 492 501 (+/年) 601 387 不燃ごみ (t/年) 13 8 10 13 資源ごみ (t/年) 32 18 14 25 18 11 粗大ごみ(家電リサイクル除く) (t/年) 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 1 0 その他のごみ(有害ごみ) (t/年) み 小計 (t/年) 435 519 626 429 528 243 (t/年) 1,802 1,925 1,414 事業系ごみ合計 1,828 1,837 1.954 1日当たり事業系ごみ排出量 (t/日) 5.0 5.0 5.4 4.9 5.3 3.9 158.3 159.9 1人1日当たり事業系ごみ排出量 (g/人・日) 170.2 156.9 168.1 122.5

表 2.1-5 事業系ごみの排出量

※:し尿残渣は含みません。

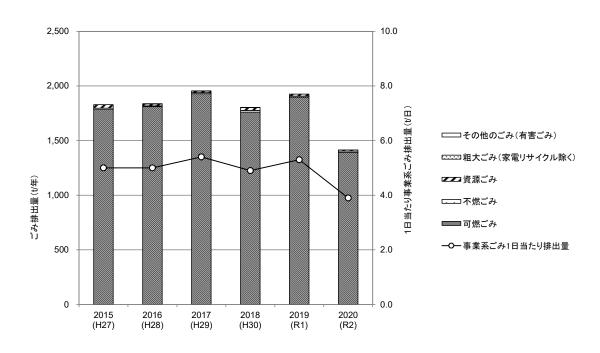


図 2.1-3 事業系ごみ量の実績

(3) ごみ総排出量

ごみ総排出量を表 2.1-6、図 2.1-4 に示します。ごみ総排出量は、 2015 (平成27) 年度以降減少傾向にあり、2020 (令和2) 年度は 10,544t/年(2015(平成27)年度比で4.5%減少)となっています。 1人1日当たりのごみ排出量についても、2015(平成27)年度以降減少傾 向にあり、2020(令和2)年度における1人1日当たりのごみ排出量は 913.2g/人・日(2015(平成 27)年度より 4.5%減少)となっています。

2015(H27) | 2016(H28) | 2017(H29) | 2018(H30) | 2019(R1) 年度 2020(R2) 31,467 31,449 31,467 31,634 人口 31.550 31.284 (人) 可燃ごみ (t/年) 7,537 7,599 7,651 7.474 7,622 7,174 不燃ごみ (t/年) 354 385 380 392 426 464 (t/年) 2,558 2,476 2,395 2,441 2,396 2,441 資源ごみ 粗大ごみ(家電リサイクル除く) 298 180 197 ごみ (+/年) 278 257 193 総排出量 その他のごみ(有害ごみ) (t/年) 11 10 11 12 14 11 集団回収量 (+/年) 282 267 259 267 262 257 (t/年) 11,040 11,015 10,953 10,779 10,900 10,544 1人1日当たりごみ総排出量 (g/人·日)

956.1

959.0

954.2

938.5

952.0

913.2

表 2.1-6 ごみ総排出量の実績

※:端数処理により、表 2.1-4 と表 2.1-5 の合計値と合致しない場合があります。

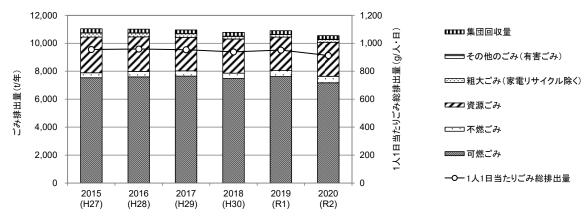


図 2.1-4 ごみ総排出量の実績

(4) 可燃ごみのごみ質等

過去6年間の、可燃ごみのごみ質測定実績(乾きごみ組成:ごみの水分を乾燥させた状態でのごみ組成、三成分、低位発熱量)を表2.1-7、図2.1-5に示します。

種類組成の平均値は、紙・布類の割合が最も大きく48.3%でした。ビニール・合成樹脂類の割合は23.2%、厨芥類は8.9%となりました。

三成分の平均値は、水分が 40.8%、灰分が 5.2%、可燃分が 54.0%でした。

発熱量の高いビニール・合成樹脂類の減少や発熱量の低い厨芥類の増加 (水分率の増加)とともに、低位発熱量は2016(平成28)年度以降減少 傾向にあります。

	N								
ごみ組成		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	平均	
	紙・布類 (*	%)	51.4	48.9	47.8	46.2	48.3	47.0	48.3
1 1	ビニール・合成樹脂(%)	24.6	23.9	22.4	24.5	23.0	20.5	23.2
種類	木・竹・ワラ類 (*	%)	11.1	14.6	16.7	15.0	15.0	14.9	14.6
組	厨芥類 (1	%)	8.5	8.2	8.2	9.4	8.8	10.3	8.9
成	不燃物類 (%)	1.2	1.2	0.9	1.0	1.0	1.3	1.1
/	その他 (*	%)	3.3	3.2	4.0	3.9	4.0	6.0	4.1
	<u>計</u> (1	%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
=	水分 (1	%)	38.9	40.3	38.9	42.6	43.1	40.9	40.8
成	灰分 (1	%)	4.6	4.8	5.9	5.0	5.3	5.6	5.2
分	可燃分 (*	%)	56.6	54.9	55.2	52.4	51.6	53.5	54.0
ח	合計 (1	%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位	ī発熱量 (k、	J/kg)	11,083	11,662	11,020	10,493	9,823	10,145	10,816

表 2.1-7 ごみ組成平均値及び三成分

※1:数値は平塚市環境事業センターの計測値であり、いずれも年度平均値を掲載しています。

※2:端数処理により合計が 100%とならない場合があります。

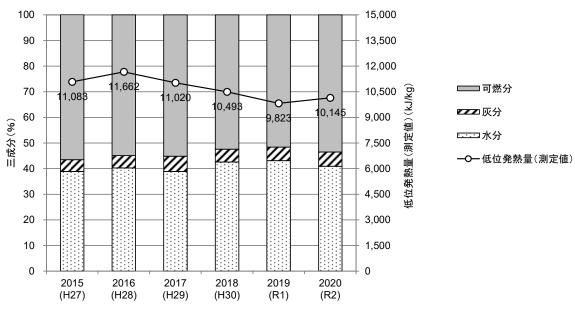


図 2.1-5 ごみ三成分及び低位発熱量の推移

3. 中間処理の現状

本町のごみ処理に関連する施設の配置状況を表 2.1-8、図 2.1-6に示します。

表 2.1-8 ごみ処理関連施設	設一日	施設	連	里関	坬	Ж	ご	-8	. 1	2	表
------------------	-----	----	---	----	---	---	---	----	-----	---	---

施設名	所在地	概要
平塚市環境事業センター	平塚市大神 3230	ごみ焼却施設
平塚市粗大ごみ破砕処理場	平塚市堤町 3-5	粗大ごみ処理施設
平塚市リサイクルプラザ (愛称くるりん)	平塚市四之宮 7-3-5	選別圧縮梱包施設(ビン・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック)
平塚市遠藤原一般廃棄物 最終処分場	平塚市土屋 585	最終処分場
二宮町ウッドチップセンター	二宮町緑が丘 1- 12-2	剪定枝破砕処理施設
大磯町美化センター(リサイクルセンター、し尿処理施設)	大磯町虫窪 66	可燃ごみ中継施設 選別保管施設 資源化施設(ペットボトル・容器 包装プラスチック) し尿処理施設

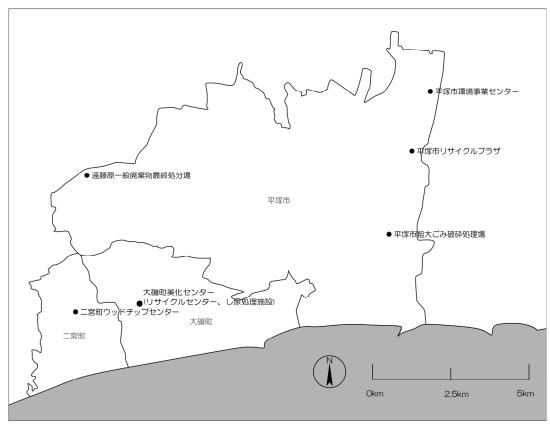


図 2.1-6 ごみ処理関連施設配置図

(1)中間処理施設の概要

本町の可燃ごみは、大磯町美化センター(リサイクルセンター)で積替圧縮され、平塚市環境事業センターで焼却処理しています。また、不燃ごみ及び粗大ごみは、平塚市粗大ごみ破砕処理場で破砕処理を行っています。資源ごみのうち、ペットボトル・容器包装プラスチックは大磯町美化センター(リサイクルセンター)で、また缶・ビン・廃食用油は平塚市リサイクルプラザでそれぞれ中間処理(選別・圧縮・梱包)を行っています。剪定枝は、二宮町ウッドチップセンターで破砕処理を行っています。各処理施設の概要を表 2.1-9~表 2.1-14 に示します。

1) ごみ焼却処理施設

 施設名称
 平塚市環境事業センター

 所在地
 平塚市大神 3230

 施設規模
 105 t × 24 h × 3 炉

 処理方式
 全連続式(流動床式)

 稼動開始
 2013(平成 25)年 10 月

表 2.1-9 ごみ焼却処理施設の概要

2) 中継施設

施設名称	大磯町美化センター(リサイクルセンター)
所在地	大磯町虫窪 53
施設規模	可燃ごみ中継施設 47 t/日
処理方式	積替圧縮
稼動開始	2018(平成30)年4月

表 2.1-10 可燃ごみ中継施設の概要

3) 不燃 • 粗大処理施設

施設名称	平塚市粗大ごみ破砕処理場
所在地	平塚市堤町 3-5
施設規模	55 t / 5h
処理方式	横型回転衝撃せん断式
稼動開始	1989(平成元)年4月

4) 資源化施設

表 2.1-12 資源化施設(ペットボトル・容器包装プラスチック)の概要

施設名称	大磯町美化センター(リサイクルセンター)
所在地	大磯町虫窪 53
施設規模	6t/日内訳容器包装プラ:4t/日ペットボトル:2t/日
処理方式	選別圧縮梱包
稼動開始	2018(平成30)年4月

表 2.1-13 資源化施設(ビン・缶・ペットボトル・容器包装プラ)の概要

施設名称	平塚市リサイクルプラザ(愛称くるりん)					
所在地	平塚市四之宮7-3-5					
施設規模	46.86t/日 内訳 ビン : 12.8t/5h 缶 : 7.2t/6h ペットボトル:4.56t/6h 容器包装プラ:22.3t/5h					
処理方式	選別圧縮梱包					
稼動開始	2004(平成 16)年4月					

表 2.1-14 資源化施設(剪定枝)の概要

施設名称	二宮町ウッドチップセンター
所在地	二宮町緑が丘1-12-2
施設規模	12t/日
処理方式	破砕処理
稼動開始	2015 (平成 27) 年 10月

(2) 中間処理の実績

中間処理に係る施設ごとの搬入量・搬出量を示します(表 2.1-15 以下参照)。焼却施設に搬入されるものには可燃ごみのほかに、粗大ごみ・資源ごみ・不燃ごみ、他の施設で中間処理後に生じた可燃残渣があります。

1) ごみ焼却処理施設

平塚市環境事業センターから発生する焼却灰は、民間事業者で資源化しているため、不燃残渣(最終処分)量は Ot/年となっています。

焼却処理率は過去 6 年間でほぼ一定の 72.7~74.9%で推移しています。

表 2.1-15 平塚市環境事業センターの搬入量・搬出量

	年度		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
搬み	量	(t/年)	8,028	8,121	8,073	8,042	8,169	7,741
	可燃ごみ	(t/年)	7,537	7,599	7,651	7,474	7,622	7,174
	粗大ごみ(可燃)	(t/年)	61	69	72	51	53	50
	資源・不燃・その他ごみ	(t/年)	26	49	33	7	0	0
	平塚市粗大ごみ処理場可燃残渣	(t/年)	386	386	300	347	358	387
	その他の資源化施設	(t/年)	18	18	17	163	136	130
搬出	4皇	(t/年)	8,028	8,121	8,073	8,042	8,169	7,741
	減量化量	(t/年)	7,502	7,612	7,530	7,503	7,609	7,202
	資源化量	(t/年)	526	509	543	539	560	539
	不燃残渣(最終処分)量	(t/年)	0	0	0	0	0	0
焼去	7処理率	(%)	72.7	73.7	73.7	74.6	74.9	73.4

※:焼却処理率とは、ごみ排出量のうち焼却施設に搬入され、焼却処理されたごみの割合(焼却処理施設への搬入量/ごみ総排出量×100)を意味します。

2) 不燃・粗大処理施設及び資源化施設

2013(平成 25)年 10 月以降は、不燃ごみ、粗大ごみは平塚市粗大ごみ破砕処理場で、資源ごみは平塚市リサイクルプラザや二宮町ウッドチップセンターで中間処理を行っています。2018(平成 30)年度からは大磯町美化センター(リサイクルセンター)でペットボトル及び容器包装プラスチックの中間処理を行っています。

処理困難物やその他のごみ(乾電池)などについては、外部の施設で処理を 行っています。

表 2.1-16 平塚市粗大ごみ破砕処理場の搬入量・搬出量

単位:t/年

							<u> </u>
	年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
搬入量		552	555	543	520	526	578
	不燃ごみ	315	346	357	378	418	456
	粗大ごみ(家電リサイクル除く)	237	209	186	142	108	122
搬出	出量	563	564	458	529	526	583
	資源化	77	80	70	81	85	92
	可燃残渣	386	386	300	347	358	387
	不燃残渣	100	98	88	101	83	104

表 2.1-17 平塚市リサイクルプラザの搬入量・搬出量

単位:t/年

	年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
搬ノ	し量	940	925	878	349	339	352
	空き缶類	108	104	100	100	97	100
	びん	262	256	248	249	242	252
	ペットボトル	96	98	85	-	-	-
	容器包装プラスチック	474	467	445	-	-	-
搬出	量	854	867	826	316	309	325
	空き缶類	93	89	85	83	82	86
	びん	235	242	235	233	227	239
	ペットボトル	80	86	76	-	-	-
	容器包装プラスチック	446	450	430	-	-	-

表 2.1-18 二宮町ウッドチップセンターの搬入量・搬出量

単位:t/年

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
搬入量	140	116	110	140	121	93
剪定枝	140	116	110	140	121	93
搬出量	130	114	92	140	107	90
資源化	130	114	92	140	107	90

表 2.1-19 大磯町美化センター(リサイクルセンター)の搬入量・搬出量

単位:t/年

							辛四.1/ 牛
	年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
搬	入量	-	-	-	551	544	563
	ペットボトル	-	-	-	95	96	100
	容器包装プラスチック	-	-	-	456	448	463
搬	出量	-	-	-	367	401	439
	ペットボトル	_	_	_	72	74	83
	容器包装プラスチック	_	-	_	295	327	356

※:平成30年度稼働開始

4. 資源化の現状

(1) 資源ごみの排出量

家庭系ごみ及び事業系ごみのうち、資源ごみの排出量の内訳を表 2.1-20 及び図 2.1-7 に示します。全体的に増減を繰り返しています。

表 2.1-20 資源ごみの排出量の内訳

単位:t/年

	年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
	空き缶類	231	104	100	100	96	100
	金属類	31	160	161	199	209	215
	ビン	276	272	266	259	253	263
	古紙	1,363	1,300	1,263	1,227	1,198	1,238
 資源ごみ	古布	219	207	207	214	219	209
貝原この	ペットボトル	96	98	86	95	96	100
	容器包装プラスチック	474	476	450	456	448	463
	廃食用油	10	10	11	13	12	12
	剪定枝	140	116	110	140	121	93
	小型家電	0	0	0	5	6	5
	計	2,840	2,743	2,654	2,708	2,658	2,698

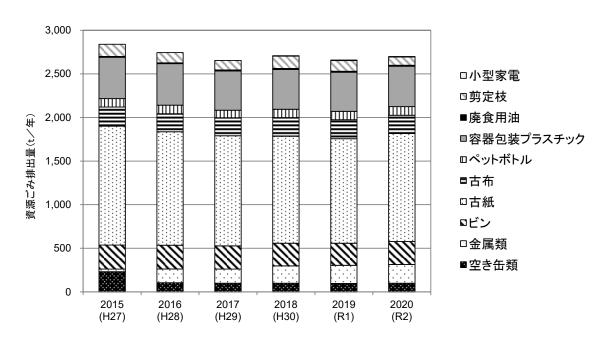


図 2.1-7 資源ごみの排出量の内訳

(2) 資源化量の実績

資源化には、直接資源化業者に渡って資源化される直接資源化、中間処理施設で資源化される中間処理後資源化、集団回収の3つがあります。資源化量の実績を表 2.1-21~表 2.1-23に示します。

過去 6 年間の直接資源化量及び中間処理後資源化量は減少傾向にあります。 直接資源化量は平均して 1,428 t /年、中間処理後資源化量は 1,515 t /年 となっています。集団回収量は、2015 (平成 27) 年度以降増減はあるもの の減少傾向にあり、2020 (令和 2) 年度では 257 t /年となっています。

表 2.1-21 直接資源化量の実績

単位:t/年

_							T I I
	年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
直接資源化量		1,478	1,426	1,401	1,412	1,405	1,443
	古紙類	1,099	1,049	1,022	981	957	1,001
	古布	201	191	189	193	198	189
	生きビン	14	16	18	10	10	11
	金属類	154	160	161	199	209	215
	廃食用油	10	10	11	13	12	12
	その他	0	0	0	16	19	15

表 2.1-22 中間処理後資源化量の実績

単位:t/年

年度		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
中間処理後資源化量		1,600	1,570	1,531	1,443	1,462	1,485
	大磯町リサイクルセンター	0	0	0	367	401	439
	平塚市環境事業センター	526	509	543	539	560	539
	平塚市粗大ごみ破砕処理場	77	80	70	81	85	92
	平塚市リサイクルプラザ	854	867	826	316	309	325
	二宮町ウッドチップセンター	130	114	92	140	107	90
	(委託)その他資源化等の施設	13	0	0	0	0	0

表 2.1-23 集団回収量の実績

単位:t/年

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
集団回収量	282	267	259	267	262	257
古紙類	264	251	241	246	241	237
古布	18	16	18	21	21	20

総資源化量は、2015(平成27)年度(3,360 t/年)以降減少傾向でしたが、2019(令和元)年度以降上昇し、2020(令和2)年度には3,185 t/年となっています。資源化率は、2015(平成27)年度(30.4%)以降減少傾向でしたが、2020(令和2)年度には上昇し30.2%となっています。

表 2.1-24 総資源化量・資源化率の実績

年度		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	
ごみ総	8排出量	(t/年)	11,040	11,015	10,953	10,779	10,900	10,544
総資源化量 (t/年)		3,360	3,263	3,191	3,122	3,129	3,185	
	直接資源化量	(t/年)	1,478	1,426	1,401	1,412	1,405	1,443
	中間処理後資源化量	(t/年)	1,600	1,570	1,531	1,443	1,462	1,485
	集団回収量	(t/年)	282	267	259	267	262	257
資源化	上 率	(%)	30.4	29.6	29.1	29.0	28.7	30.2

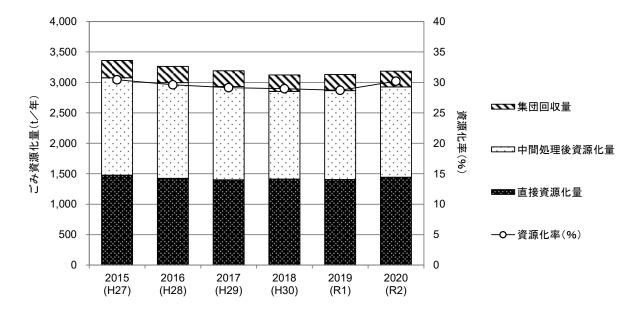


図 2.1-8 総資源化量・資源化率の実績

5. 最終処分の現状

(1) 最終処分場の概要

本町では、ごみ処理広域化に伴い、2013(平成25)年10月より平塚市破砕処理場で中間処理された不燃物は、平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。表2.1-25に最終処分場の概要を示します。

また、乾電池や処理困難物については委託処理しています。

施設名称	平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場
所 在 地	平塚市土屋 585
埋立面積	36,300 m ²
埋立容量	456,000 m ³
埋立開始	1984(昭和59)年4月

表 2.1-25 最終処分場の概要 (第二期ごみ処理広域化実施計画より)

(2) 最終処分量の実績

最終処分量の実績を表 2.1-26 及び図 2.1-9 に示します。最終処分量については、93~132t/年の間で推移しています。2013(平成 25)年 10月以降の可燃残渣の資源化、また不燃残渣埋立量の減少により、2017(平成 29)年度では 93t/年となっています。

	年度			2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
ごみ総排出量 (t/年)		11,040	11,015	10,953	10,779	10,900	10,544	
最終処分量 (t/年)		(t/年)	111	107	93	109	103	132
直接最終処分 (t/年) 中間処理後最終処分 (t/年) 最終処分率 (%)		(t/年)	11.0	9.0	5.0	8.0	20.0	26.0
		(t/年)	100.0	98.0	88.0	101.0	83.0	106.0
		(%)	1.0	1.0	8.0	1.0	0.9	1.3

表 2.1-26 最終処分量の実績

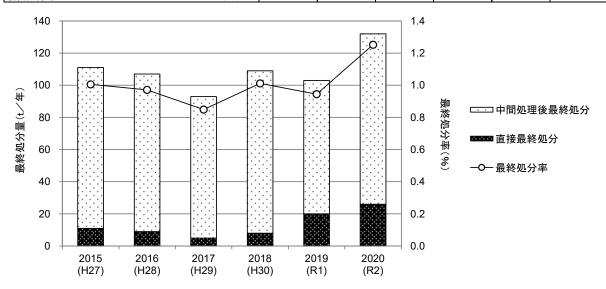


図 2.1-9 最終処分量の実績

6. ごみ処理経費の実績

2015(平成27)年度~2020(令和2)年度のごみ処理経費の実績を表2.1-27に示します。本町のごみ排出量は減少しましたが、広域処理に伴う施設整備の結果、中間処理費が増え、1人当たりの経費は2015(平成27)年度の11,282円から2020(令和2)年度には15,121円に増加しています。なお、ごみ処理広域化に伴う新たな施設の建設整備費用は含んでいません。

本町の1人当たり経費及び1t当たり経費は、神奈川県及び全国としても比較的高い傾向にあります。

		年度		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
	人口		(人)	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
	ごみ排出量	<u>*</u> *1	(t/年)	10,758	10,748	10,694	10,512	10,638	10,287
	処理及び約	<u>持管理費^{※2}</u>	(千円)	355,937	290,763	364,374	439,682	455,140	478,334
大		収集運搬費	(千円)	238,778	231,035	228,551	192,473	200,032	203,744
磯		中間処理費	(千円)	93,299	42,743	120,146	240,949	247,369	266,447
町		最終処分費	(千円)	23,860	16,985	15,677	6,260	7,739	8,143
		その他	(千円)	0	0	0	0	0	0
	1人当たり		(円/人・年)	11,282	9,240	11,586	13,973	14,549	15,121
	1t当たり経	費 ^{※3}	(円/t•年)	33,086	27,053	34,073	41,827	42,784	46,499
	人口		(人)	9,132,868	9,158,260	9,171,791	9,186,499	9,198,470	9,223,545
	ごみ排出量 ^{※1} (t/年)		2,664,348	2,637,755	2,607,718	2,581,230	2,611,344	2,579,380	
<u> </u>	加. 理 及 7 X 維		(千円)	87,714,585	86,910,711	81,312,690	86,525,987	87,943,785	86,337,123
神奈		収集運搬費	(千円)	46,111,227	46,123,610	45,531,500	45,021,712	45,683,489	46,481,340
示川		中間処理費	(千円)	31,522,863	30,681,221	31,305,914	31,924,841	32,739,952	33,577,015
県		最終処分費	(千円)	9,939,639	9,868,857	4,281,677	9,388,223	9,361,290	6,089,323
		その他	(千円)	140,856	237,023	193,599	191,211	159,054	189,445
	1人当たり	径費	(円/人・年)	9,604	9,490	8,866	9,419	9,561	9,361
	1t当たり経	費 ^{※3}	(円/t•年)	32,922	32,949	31,182	33,521	33,678	33,472
	人口		(人)	128,038,523	127,924,238	127,718,374	127,438,270	127,156,017	_
	ごみ排出量 ^{※1}		(t/年)	41,586,483	40,899,225	40,719,410	40,671,898	40,827,640	_
	処理及び約	持管理費※2	(千円)	1,062,058,657	1,060,498,763	1,055,352,498	1,064,557,828	1,090,108,069	_
		収集運搬費	(千円)	563,643,586	563,641,957	567,001,657	572,064,878	583,338,099	_
全国		中間処理費	(千円)	414,872,800	412,921,148	412,396,844	411,678,657	421,255,918	_
		最終処分費	(千円)	63,819,284	63,586,797	56,801,163	62,482,297	63,614,718	_
		その他	(千円)	19,722,987	20,348,861	19,152,834	18,331,996	21,899,334	
	1人当たり		(円/人・年)	8,295	8,290	8,263	8,354	8,573	
	1t当たり経	費 ^{※3}	(円/t•年)	25,539	25,930	25,918	26,174	26,700	_

表 2.1-27 ごみ処理経費の実績

出典:一般廃棄物処理事業の概要 神奈川県 各年度、一般廃棄物処理実態調査

※1:ごみ排出量(t/年):ごみ総排出量から集団回収量を除いたごみ排出量(三者協調方式による資源化量)

※2:処理及び維持管理費(千円):ごみ処理経費としては、本庁の事務等の一般職人件費を 除く通常の処理に係る人件費、燃料費・光熱費・薬品費・修繕費等の維持管理費、検 査等の委託費等を指します。

※3:1 t 当たりの経費(円)=処理及び維持管理費/ごみ排出量

第2節 前計画の施策の評価

前計画の目標値の達成状況と施策の評価について以下に示します。

1. 数値目標値の達成状況

前計画の目標値の達成状況を表 2.1-28に示します。2020(令和2)年度の1人1日当たりのごみ排出量、資源化率は、ともに目標値に届いていませんが着実に目標に近づいています。また、最終処分量については、2013(平成25)年10月の平塚市環境事業センター稼働により、焼却灰を全量再資源化した結果、大幅な削減につながり、ほぼ目標値に達しています。

指標	目標年度	目標値		標値達成状況)(令和2)年度実績)
	十		O/X	詳細
1 人 1 日当たり のごみ排出量	2020 (R2)			約 11.9%削減 (913g)
資源化率	2020 (R2)	31.8% (2009 (H21) :25.1%)	×	30.2%
最終処分量	2020 (R2)	2009(平成 21)年度比 約 89.5%削減 (2009(H21):1246t/年 →2020(R2):131t/年)	×	約 89.4%削減 (132t/年)

表 2.1-28 前計画の目標値の達成状況

2. 各施策の実施状況

本町においては表2.1-29に示すように前計画で定めた施策を実施してきました。施策の評価については、計画通りに進んでいる施策を「◎」、今後施策の強化が必要なものを「○」としました。

表 2.1-29 前計画の施策の実施状況

	× 2.1 20	らっこうこうちょうしょう	
前計画項目	施策内容	実施内容	評価
	リフューズ(Refuse 断る)の推進	・レジ袋・過剰包装等の使用抑制に関するHPでの啓発	0
	リデュース(Reduce 発生抑制)の推進	・水切りの励行・環境に優しいライフスタイルへの転換等に関する啓発 ・生ごみ処理機のPR・あっせん(新たな生ごみ処理機(キエーロ・ミラコンボ)の導入)等	0
ごみの減量化・資源化に関する事項	リュース(Reuse 再使用)の推進	・詰め替え商品・マイ箸・マイカップ・マイパッグの利用等に関する啓発・ ・美化センターフェアでのごみの掘り出し市の実施 ・不用品登録制度の実施等 ・民間事業者との協定	0
	リサイクル(Recycle 再生利用)の推進	・新たな分別区分についての周知 ・事業系一般廃棄物に関する資源化方法の周知等 ・紙類の再生品利用の実施 ・民間事業者との協定	0
	家庭系ごみの処理方針	・個別リサイクル法への対応(容器包装プラスチック、小型家電の分別回収の開始)	0
分別排出の徹底	事業系ごみの処理方針	・広域化の区分に併せた分別方法の見直し完了(例:燃やせるごみ→可燃ごみ)	0
	新たな分別項目の検討	・本町で収集しないごみについての排出方法の周知等	0
住民・事業者・本町の協働活動の推進	住民、事業者、本町の協働	・美化キャンペーン(清掃活動)、美化センターフェアでのフリーマーケットの実施 ・大磯町美しいまちづくり条例の策定 ・おおいそ廃棄物減量化等推進員との協議	0
	収集・運搬計画	・不適切排出物に対する注意喚起シール添付の実施 ・大磯町美化センター(リサイクルセンター)(可燃ごみ中継施設)の稼働	0
ごみの適正処理・処分の推進に関する事項	中間処理計画	・広域化ブロック(焼却・破砕・資源化)でのごみ処理の実施 ・大磯町美化センター(リサイクルセンター)(選別・保管施設・リサイクル施設)の稼働	0
	最終処分計画	・広域化プロックでの最終処分の実施 ・焼却灰の資源化の実施	0
	市民活動の推進	・フードドライブの開催 ・フードバンクの周知等	0
その他の事項	ごみの有料化の検討	・粗大ごみ1点につき粗大ごみシール券(530円) ・住民アンケートの実施	0
	不法投棄、不適正排出対策	・不法投棄防止のためのパトロールの実施等	0

3. 国、県及び類似団体との比較による評価

本町のごみ処理における課題を抽出するために、国、県及び広域化構成市町(平塚市、二宮町)と本町における各指標を比較します。比較する指標は、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、1人1日当たり事業系ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量、資源化率、最終処分率です。

(1) 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

1人1日当たり家庭系ごみ排出量の比較結果を表 2.1-30 及び図 2.1-10 に示します。家庭系ごみの排出量は、横ばい傾向にあり、国、県平均と比べても依然として高い値を示しています。広域化構成市町と比べても、高い値を示しています。

表 2.1-30 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の比較結果

単位:g/人·日

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
大磯町	797.8	799.1	784.0	781.6	783.8	790.7
平塚市	682.6	675.9	663.6	657.6	670.0	670.7
二宮町	776.8	765.8	755.5	750.5	732.7	750.9
神奈川県	671.5	659.7	647.5	636.4	638.4	653.8
全国	660.1	646.4	641.0	638.2	638.5	-

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査、第二期ごみ処理広域化実施計画より

[※]全国の2020(令和2)年度実績は、現時点(2022(令和4)年1月時点)で情報が 公開されていないため未記載となっています。

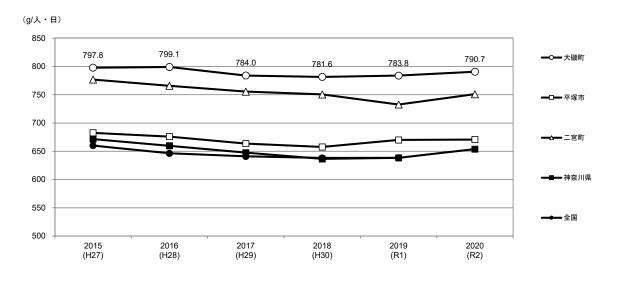


図 2.1-10 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の比較結果

(2) 1人1日当たり事業系ごみ排出量

1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較結果を表 2.1-31 及び図 2.1-11 に示します。事業系ごみの排出量は横ばいで、国、県平均と比べて低い値を示しています。2020(令和 2)年度は、低い値となっていますが、新型コロナ・ウイルスに伴うテレワークの導入及び飲食店の休業・時短要請等及び台風や大雨による海岸漂着ごみが例年より少なかった等の影響があるものと考えられます。

表 2.1-31 1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較結果

単位:g/人·日

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
大磯町	158.3	159.9	170.2	156.9	168.1	122.5
平塚市	218.3	221.4	217.9	213.0	207.5	182.3
二宮町	71.3	76.7	83.2	82.0	75.2	65.4
神奈川県	212.4	211.8	210.8	208.9	209.9	183.5
全国	278.4	278.2	279.1	280.4	279.8	-

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査、第二期ごみ処理広域化実施計画より

[※]全国の2020(令和2)年度実績は、現時点(2022(令和4)年1月時点)で情報が 公開されていないため未記載となっています。

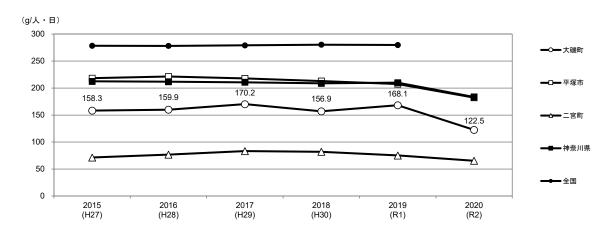


図 2.1-11 1人1日当たり事業系ごみ排出量の比較結果

(3) 1人1日当たりごみ総排出量

1人1日当たりごみ総排出量の比較結果を表 2.1-32 及び図 2.1-12 に示します。本町における 1 人 1 日当たりごみ総排出量は比較可能な過去 5 年間を通して全国、県及び広域化構成市町の平均よりも高い値で推移しています。

表 2.1-32 1人1日当たりごみ総排出量の比較結果

単位:g/人·日

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
大磯町	956.1	959.0	954.2	938.5	952.0	913.2
平塚市	900.9	897.3	881.4	870.6	877.5	853.0
二宮町	848.1	842.6	838.7	832.5	807.9	816.3
神奈川県	883.8	871.5	858.2	845.2	848.3	837.4
全国	938.5	924.6	920.1	918.6	918.3	ı

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査

※全国の2020(令和2)年度実績は、現時点(2022(令和4)年1月時点)で情報が 公開されていないため未記載となっています。

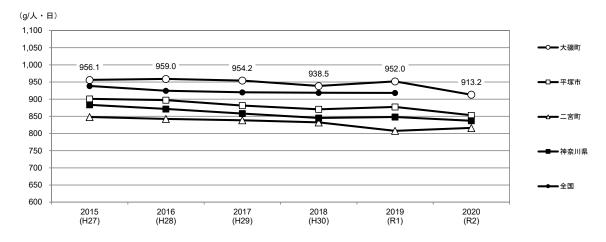


図 2.1-12 1人1日当たりごみ総排出量の比較結果

(4) 資源化率

資源化率の比較結果を表 2.1-33 及び図 2.1-13 に示します。本町における資源化率は横ばいであり、全国及び県の平均よりも高い値で推移しています。

表 2.1-33 資源化率の比較結果

単位:%

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
大磯町	30.4	29.6	29.1	29.0	28.7	30.2
平塚市	24.9	24.9	25.4	25.4	25.3	26.4
二宮町	34.2	31.8	36.2	33.9	34.0	35.0
神奈川県	25.2	24.8	24.4	24.2	24.1	24.9
全国	20.5	20.4	20.2	20.0	19.6	-

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査

※全国の 2020 (令和 2) 年度実績は、現時点(2022(令和 4) 年 1 月時点)で情報が 公開されていないため未記載となっています。

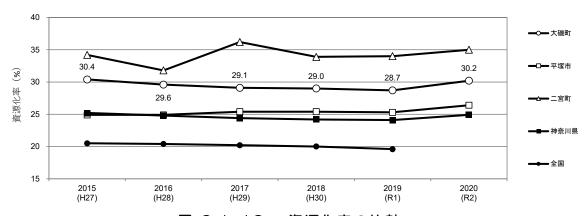


図 2.1-13 資源化率の比較

(5) 最終処分率

最終処分率の比較結果を表 2.1-34 及び図 2.1-14 に示します。本町における過去 6 年間の最終処分率は約1%で推移しており、全国及び県平均を大きく下回っています。

表 2.1-34 最終処分率の比較結果

単位:%

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
大磯町	1.0	1.0	0.8	1.0	0.9	1.3
平塚市	1.0	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0
二宮町	8.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1
神奈川県	8.0	7.9	8.4	8.4	8.3	8.1
全国	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	-

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査

※全国の 2020 (令和 2) 年度実績は、現時点(2022(令和 4) 年 1 月時点)で情報が 公開されていないため未記載となっています。

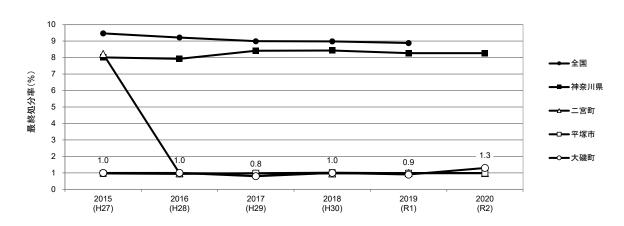


図 2.1-14 最終処分率の比較結果

(6) 1人当たりごみ処理経費

本町の1人当たりごみ処理経費について、広域化構成市町及び神奈川県・全国とを比較した結果を、表 2.1-35 及び図 2.1-15 に示します。

本町における1人当たりごみ処理経費は、増加傾向にあります。なお、2020(令和2)年度には15,121円/人・年となっています。

広域化構成市町の中で、ごみ処理経費がもっとも低い平塚市(2020(令和2)年度で10,028円/人・年)と比較すると、本町のごみ処理経費は約1.4~1.5倍となっています。神奈川県及び全国と比較しても高い傾向にあります。

表 2.1-35 1人1年当たりごみ処理経費

単位: 円/人•年

	年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
ĺ	大磯町	11,282	9,240	11,586	13,973	14,549	15,121
	平塚市	9,102	9,015	9,428	9,346	9,557	10,028
	二宮町	12,543	10,295	13,009	15,748	15,892	16,856
	神奈川	9,604	9,490	8,866	9,419	9,561	9,361
I	全国	8,295	8,290	8,263	8,354	8,573	_

出典:環境省一般廃棄物処理実態調査

※ごみ処理経費としては、本庁の事務等の一般職人件費を除く通常の処理に係る人件費、燃料費・光熱費・薬品費・修繕費等の維持管理費、検査等の委託費等を指します。

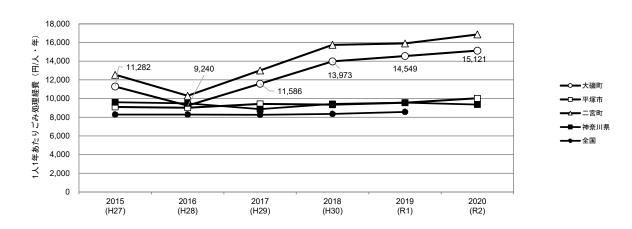


図 2.1-15 1人1年当たりごみ処理経費

第3節 ごみ処理の課題

1. 4Rに関する課題

- ●2020(令和 2)年度の 1 人1日当たりごみ総排出量は 913g/人・日で、前計画で掲げていた 2020(令和 2)年度の目標値 887g/人・日を惜しくも達成しませんでした。また、全国平均、神奈川平均、広域化構成市町と比較して、高い傾向です。本町では、2020(令和 2)年9月に実施した「家庭ごみの収集方法等に関するアンケート」において、ごみ処理の有料化に「理解できる」又は「どちらかといえば理解できる」と回答した町民の割合は約 62%であり、目標年度に向け今後も家庭系ごみの有料化の検討などさらなる排出抑制に努める施策を継続していく必要があります。アンケート結果を一部抜粋し、p.62に示します。
- ●可燃ごみのごみ質測定結果より、可燃ごみ中に資源化できる紙類が含まれていることから、減量化・資源化を推進するために、分別排出を徹底するよう周知・啓発の実施や水分量が依然として多いことから、生ごみの適切な排出方法の指導、水切り、コンポスト容器や電動生ごみ処理機などの普及・啓発を継続する必要があります。
- ●不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの適正排出を徹底するために排出方法の指導、周知・啓発を実施する必要があります。
- ●ごみ減量化及びごみに対する意識の向上を目的として実施されている集団 回収の回収量のさらなる拡大を図るため、資源回収協力金交付制度の PR を継続する必要があります。
- ●小規模事業者等のごみが家庭系ごみに混入しないよう、適正な排出の指導 を徹底する必要があります。
- ●事業系ごみの多量排出事業者に対する減量化、資源化等の推進のため、指 定ごみ袋の導入、処理計画書の策定義務付け等、指導を強化する必要があ ります。
- ●プラスチックごみの削減や環境負荷の少ないごみ処理事業の推進により、 我が国が掲げる 2050(令和 32)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ とするカーボンニュートラルに向けて、プラスチックごみの削減や環境負 荷の少ないごみ処理事業の推進に取組む必要があります。

2. 収集・運搬に関する課題

- ●ごみの分別精度を高め資源化を促進するため、ごみの分別、回収方法、収 集容器について随時検討する必要があります。
- ●広域化に伴い、平塚・大磯・二宮ブロック内で連携し、効率的な収集・運搬体制を推進していく必要があります。ごみ処理経費のさらなる抑制のために、収集運搬費用を、効率的な収集運搬等の実施により削減する必要があります。
- ●今後迎える人口減少、少子・超高齢化社会によるステーション維持管理の 困難性、ごみの排出者責任の明確化への対応を検討する必要があります。

3. 中間処理に関する課題

- ●広域化に伴い、平塚市や二宮町の施設で中間処理を実施していることから、 広域処理施設の維持管理を協力して行っていく必要があります。
- ●第二期ごみ処理広域化実施計画に基づき、大磯町美化センター(リサイクルセンター)の運営を引き続き適切に実施する必要があります。

4. 最終処分に関する課題

- ●既存の平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場については、計画期間内に残余 容量が不足することはないと推定されますが、引き続き最終処分量を削減 し延命化を図る必要があります。
- ●広域化に伴い、最終処分は平塚市遠藤原一般廃棄物最終処分場において行われていますが、平塚・大磯・二宮ブロック内で連携し、埋め立て状況を確認しながら将来二宮町に整備予定としている不燃物処理施設の整備について検討する必要があります。

5. 食品ロスの抑制等に関する課題

- ●家庭系ごみの食品ロス実態調査により、調理くずが多いことから生ごみの 適切な排出方法の指導、コンポスト容器や電動生ごみ処理機などの普及・ 啓発を継続する必要があります。
- ●直接廃棄や食べ残しを減らすため、正しい賞味期限等の理解の普及・啓発 を行う必要があります。

~家庭ごみの収集方法等に関するアンケート結果(一部抜粋)~

■実施目的

近年、家庭ごみ中の可燃ごみ量がなかなか減らず、少子高齢化も加わり、 ごみ処理経費は増加しており、ごみ収集事業を継続していくためには、家 庭ごみの収集方法の見直しが必要となっています。

このような傾向は他の自治体でも同様であり、様々な検討のうえ、可燃 ごみの戸別収集やごみ処理有料化に踏み切る例も多くなっています。

現在、ごみを多く出す人と、減量化に協力していただいている人との個人差が生じており、今までのように税金だけでごみを処理することが必ずしも公正・公平とはなっていません。

ごみ処理有料化は、さらなるごみの分別、減量化の徹底によるごみ処理経費の削減及びごみ処理費用の公平負担を図るため、多くの自治体で採用されています。有料化になると、指定ごみ袋の価格にごみ処理手数料が含まれるため、ごみ袋の価格が上がり、ごみを出す量によって経済的な負担が変動します。

今回、家庭ごみの収集方法等に関する検討資料とするため、無作為抽出で 1,000 人の町民の方にアンケートを行いました。

■実施期間

2020 (令和 2) 年 9 月 11 日~2020 (令和 2) 年 1 0 月 1 日

■調査内容

(1) 戸別収集の実施について

戸別収集の実施について、「実施してほしい」と回答した人の割合は約 29%、「実施してほしくない」と回答した人の割合は約 71%となっています。戸別収集の弊害として、カラスや猫による被害や景観が挙げられています。

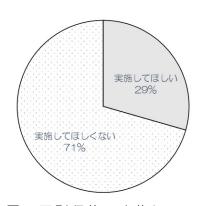


図 戸別収集の実施について

(2) ごみ処理の有料化について

1) ごみ処理の有料化について

ごみ処理の有料化について、「理解できる」又は「どちらかといえば理解できる」と回答した人の割合は約 62%、「反対」又は「どちらかといえば反対」と回答した人の割合は約 36%となっています。

その他, 2% 有料化は反対, 36% 有料化は理解, 62%

図 ごみの有料化について

2) ごみの戸別収集と有料化について

ごみの戸別収集にかかる費用を有料化によって補うことについて、「戸別収集は反対だが有料化賛成」は約30%、「戸別収集と有料化が一緒であれば理解できる」約26%、「戸別収集は理解できるが有料化は反対」約11%、「戸別収集と有料化ともに反対」約26%となっています。

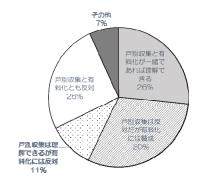
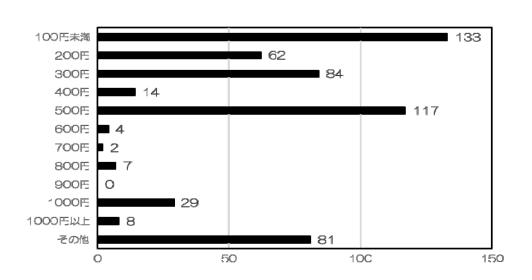


図 戸別収集と有料化について

3) ごみ処理の有料化の負担について

ごみ処理の有料化を実施する場合における月1世帯当たりの負担について、100円未満が約25%、続いて500円が約22%、300円が約16%、200円が約12%となっています。



第2章 ごみ処理の基本方針

第1節 基本理念

本計画は上位計画である「大磯町第五次総合計画基本構想・前期基本計画」 (2021(令和 3)年 3 月)及び「大磯町環境基本計画」(2013(平成 25)年 3 月)における循環型社会の構築の分野を担っています。従って、これらの計画で設定する目指すべき理念を本計画の理念とします。

『町民、行政、事業者が連携し、ごみの減量化、資源化の推進による循環型地域社会を形成しながら、それぞれが自分事ととらえ取り組むことができている町』

大磯町第五次総合計画基本構想・前期基本計画(2021(令和3)年3月)

『限りある資源を大切にするまち』

大磯町環境基本計画(2013(平成25)年3月)

第2節 基本方針

「循環型地域社会」形成のための基本理念に基づき、ごみ処理の基本方針を以下のとおり定めます。

1. ごみ処理量を削減するための4尺の推進

- ●ごみ問題の根本的かつ最良の解決方法は、不要なものを拒否したり(リフューズ)、できるだけごみが出ないようにして、ごみの発生抑制(リデュース)をすることです。同じものを繰り返し使うこと(リユース)も重要です。事業者や住民に対する啓発を通して、ごみになるものをつくらない、求めないなど、リフューズ・リデュース・リユースの考え方を定着させ、行動に移すように働きかけます。
- ●発生抑制、再使用を行ってもまだ排出される廃棄物については、分別排出を徹底するとともに、収集体制の充実を図ります。また、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの資源化を促進する中間処理については、適正で効率的な資源回収を図り、循環資源として再生利用(リサイクル)を促進します。

2. 食品ロスの発生の抑制

- ●食品ロスの発生を抑制するため、住民、事業者・関係団体と協働し積極的 に取り組みます。
- ●生ごみの発生を抑制するため、コンポスト容器及び電動生ごみ処理機の普及やダンボールコンポスト等の家庭でできる生ごみ処理方法の啓発に取り組みます。

3. ごみの適正処理・処分の推進

- ●廃棄物処理においては、ごみの適切な分別を基本とし、環境保全に配慮した適正で安定した処理体制を確立します。
- ●効率的な収集・運搬、収集・運搬車両の低公害化を推進し、収集車両等の 周辺環境への負荷を軽減し、ごみ処理経費を削減します。
- ●最終的に処分しなければならないものについては、適正な処分を行います。
- ●本町で処理できないごみについては、排出方法を周知し、適正な処理・処分を促します。

4. ごみに関する住民・事業者・本町の協働活動の推進

- ●ごみの減量化、リサイクルを推進するため、再生したもの(再生品・再生 資源)を積極的に利用し、リサイクルの環の構築を図ります。
- ●住民、事業者、本町の三者が協力し、ごみ問題・環境問題の解決に向けた 取組み(環境美化、環境教育など)を推進します。

第3節 目標値

最終目標の設定は、国、県及び第二期ごみ処理広域化実施計画の目標設定を参考に1人1日当たり排出量、資源化率及び最終処分量を指標とし、達成に向けて家庭系ごみの有料化など、ごみの排出抑制を促進する施策の調査・研究を進めます。

また、家庭系ごみの有料化の方針はおおむね中間年度までに検討するものと します。

1. 減量化の目標

(2020(令和2)年度実績比約9%減を目標値とする)

実績値 2020 (令和 2)年度 913g/人・日



最終目標年度 2031 最終 (令和 13)年度 830 g/人・日

2. 資源化の目標

(2020(令和2)年度実績比約2.8ポイント増を目標値とする)

実績値 2020 (令和 2)年度 30.2 %



最終目標年度 2031 (令和 13)年度 33.0 %

3. 最終処分量の目標

(2020(令和2)年度実績比約32%減を目標値とする)

実績値 2020 (令和 2)年度 132 t/年



最終目標年度 2031 (令和 13)年度 90 t/年

第4節 将来推計

将来目標は、環境省が 2016 (平成 28) 年9月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」の考え方に基づき、本町の将来人口や将来のごみ発生量の予測を踏まえ、施策の効果等を見込んで設定します。

1. 将来人口の推計

将来人口は、第二期ごみ処理広域化実施計画と整合性をとるため、第二期ご み処理広域化実施計画の策定時に行った推計を用います。

2014 (平成26) ~2031 (令和13) 年度までの将来人口の推計結果を表 2.2-1に示します。

表 2.2-1 将来人口の推計結果

	年	度	本町人口
	西暦	和暦	本町八口
	2014	H26	32,439
実	2015	H27	31,550
績	2016	H28	31,467
値	2017	H29	31,449
旦 ※ 1	2018	H30	31,467
	2019	R1	31,284
	2020	R2	31,634
	2021	R3	31,149
	2022	R4	31,049
	2023	R5	30,949
+4±	2024	R6	30,849
推計	2025	R7	30,749
値	2026	R8	30,598
旦 ※2	2027	R9	30,447
	2028	R10	30,296
	2029	R11	30,145
	2030 R12		29,992
	2031	R13	29,805

※1:大磯町 HP 人口と世帯数の推移

※2:第二期ごみ処理広域化実施計画の将来推計人口(2025(令和7)、2030(令和12)年度)を参考に、他年度の将来推計人口を算出した。

2. 将来ごみ発生量の予測(現状推移)

現状推移における将来ごみ発生量の結果を表 2.2-2及び図 2.2-1、中間 処理施設及び最終処分場の搬入量を表 2.2-3に示します。

2020(令和2)年度の実績と比較すると、最終目標年度の2031(令和13)年度には、家庭系ごみが9,130tから8,696tと434t減少、事業系ごみが1,414tから1,867tと453t増加、総排出量が10,544tから10,563tと19t増加する見込みです。

	実績 単位 2020 (R2)	実績	推計値			
区分		2026 (R8)	2031 (R13)			
	+ 111	2020(R2) 年度	年度	年度		
		十尺	(中間目標)	(最終目標)		
人口	人	31,634	30,598	29,805		
家庭系ごみ (集団回収含む)	t/年	9,130	8,885	8,696		
事業系ごみ	t/年	1,414	1,867	1,867		
総排出量	t/年	10,544	10,752	10,563		

表 2.2-2 将来ごみ発生量(現状推移)

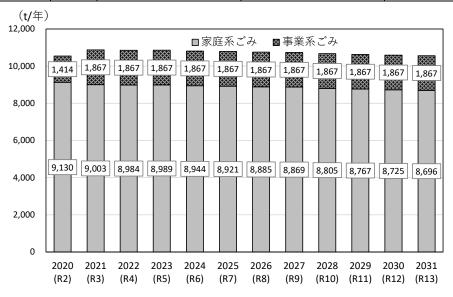


図 2.2-1 将来ごみ発生量(現状推移)

		実績	推計値		
区分	単位	2020(R2) 年度	2026(R8) 年度 (中間目標)	2031(R13) 年度 (最終目標)	
人口	人	31,634	30,598	29,805	
焼却処理量	t/年	7,741	7,935	7,796	
総資源化量	t/年	3,185	3,247	3,190	
最終処分量	t/年	132	108	106	

表 2.2-3 中間処理施設及び最終処分場の搬入量(現状推移)

3. 施策実施後の将来ごみ発生量

施策実施後の将来ごみ発生量を表 2.2-4及び図 2.2-2に、将来の中間処理施設及び最終処分場の搬入量を表 2.2-5に示します。

2020(令和2)年度の実績と比較すると、最終目標年度の2031(令和13)年度には、家庭系ごみが9,130tから7,347tと1,783t減少、事業系ごみが1,414tから1,707tと293t増加、総排出量が10,544tから9,054tと1,490t減少する見込みです。

		実績	推計値		
区分	単位	2020 (R2)	2026 (R8)	2031 (R13)	
	+ 111	年度 年度	年度	年度	
		干及	(中間目標)	(最終目標)	
人口	人	31,634	30,598	29,805	
家庭系ごみ (集団回収含む)	t/年	9,130	7,740	7,347	
事業系ごみ	t/年	1,414	1,707	1,707	
総排出量	t/年	10,544	9,447	9,054	

表 2.2-4 将来ごみ発生量(施策実施後)

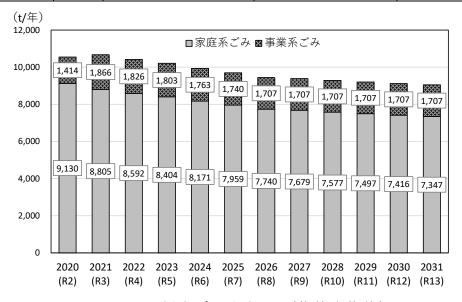


図 2.2-2 将来ごみ発生量 (施策実施後)

2 2.2							
		実績	推計値				
区分	単位	2020 (R2)	2026(R8) 年度	2031(R13) 年度			
		年度	(中間目標)	(最終目標)			
人口	人	31,634	30,598	29,805			
焼却処理量	t/年	7,741	6,972	6,682			
総資源化量	t/年	3,185	3,108	2,988			
最終処分量	t/年	132	90	90			

表 2.2-5 中間処理施設及び最終処分場の搬入量(施策実施後)

第5節 目標達成に向けた施策

1. ごみの減量化・資源化の推進

(1) 4Rの推進

	貢献する主な SDGs のゴール					
4R推進	11 the best of the state of the	12 つくる責任 つかう責任	17 バートナーシップで 目標を速度しよう			

ごみの発生・排出を抑制し、適切な循環利用を推進していくことは、今日のごみ処理において最も重要な事項であり、それを確実に実行していくことが「循環型社会」形成のために必要不可欠な条件です。また、資源の大部分を輸入に依存する我が国において、再資源化・再生利用できる廃棄物を「貴重な国内資源」として位置づけ、積極的に有効活用を図ることの意味は大きいといえます。

本町では、本計画の基本方針に示すように家庭系ごみ処理の有料化の検討の他、住民・事業者・本町の三者が一体となって協力して、リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位に基づき4Rを推進します。

1) リフューズ (Refuse 断る) の推進

- ●ごみになるものなど、不要なものを断るよう啓発します。
- ●ホームページ(以下、HP という)や広報紙等で、住民にレジ袋や過剰 包装の辞退、使い捨て商品をなるべく選択しないこと、店舗への協力の 呼びかけ等の啓発を行います。

2) リデュース(Reduce 発生抑制)の推進

- ●ごみを発生させないため、ごみになるようなもの、無駄なものは買わない、もらわない、使わないなど、ごみの発生を抑制する考え方を定着させるよう取り組みます。
- ●HP、広報紙等で生ごみの水切りの徹底、生ごみ処理機のあっせん販売 制度や購入補助制度の周知・活用の呼びかけを行います。
- ●食材の計画的な購入、エコクッキング、賞味期限等の正しい理解により、 生ごみの発生を抑制できるよう普及啓発に努めます。
- ●家庭系ごみの有料化に関しては、有料化による町民への影響、ごみ排出 量の変化などについて調査し、検討を進めます。
- ●HP、広報紙等で環境にやさしいライフスタイルの紹介を行うとともに、 啓発を行います。
- ●事業系ごみの多量排出事業者に対しては、減量化、資源化等の推進のた

め、指定ごみ袋の導入、処理計画書の策定義務付け等、指導を強化します。また、立ち入り調査等も実施し、減量化、資源化等の推進を含め適 正処理を促進します。

3) リユース(Reuse 再使用)の推進

- ●ごみを発生させないよう、使うもの、断れないもの、減らせないものは、 繰り返し使うようにする考え方を定着させるように取り組みます。
- ●HP、広報紙等で、繰り返し使用できるような製品や詰め替え製品など、 廃棄する割合の少ない商品の製造、販売及び利用の事例を紹介するなど 啓発を促進します。
- ●HP、広報紙等で修理やリフォームなどの方法の事例を紹介するなど啓発を促進します。
- ●大磯町リサイクルセンター内の環境教育コーナーの充実を図ります。
- ●美化センターフェアで行うごみの掘り出し市や不用品登録制度の継続的 な運用を行います。

4) リサイクル (Recycle 再生利用) の推進

- ●発生抑制、再使用を行ってもまだ排出される廃棄物については、資源としての利用が図られるよう、きちんと分別排出することなどの啓発を行い、ごみの分別の精度を高めます。また、事業系の可燃ごみとして排出されている紙類、食品廃棄物等の資源化の促進に取り組みます。
- ●HP、広報紙等で生ごみ処理容器の効果的な使用方法などの啓発を行います。
- ●ごみの分別、回収方法、収集容器について、広域化構成市町との統一を 図りつつ随時検討します。
- ●分別区分について、おおいそ廃棄物減量化等推進員などを通じて住民、 事業者への普及啓発に努めます。
- ●家庭系ごみについては、収集時における指導(警告ステッカー)等を通 じ分別排出の注意喚起を継続的に実施します。
- ●事業系ごみについては、施設搬入時の検査等により、資源化や分別排出 の徹底を推進します。
- ●HP、広報紙等でごみの分別、回収方法等について周知を引き続き行います。
- ●HP、広報紙等で資源回収協力交付金交付制度の周知を行います。
- ●剪定枝等の木質系廃棄物の資源化を推進します。
- ●小型家電の資源化を推進するため、HP、広報紙等で分別方法や拠点回収場所等の周知を図ります。
- ●焼却残渣の資源化を継続します。

(2) プラごみゼロ対策の実践

	貢献する主な SDGs のゴール				
プラスチックご みゼロ対策の実 践	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の量かさを サカラ		

1) ワンウェイプラの削減

- ●国のレジ袋有料化(2020(令和2)年7月1日)も踏まえ、買い物時のマイバッグの持参や、レジ袋の使用削減を推奨します。
- ●マイボトル・マイカップなどの利用を促進することで、使い捨て容器等 の発生を抑制するよう、事業者に対し啓発を行います。

2) プラごみ再生利用の推進

- ●可燃ごみに含まれている容器包装プラスチックやペットボトルを資源再 生物として分別を徹底することで、焼却ごみと温室効果ガスの削減を図 ります。
- ●容器包装プラスチックやプラスチック製品を再生紙や紙・バイオマスプラスチック等の再生資源への代替が促進されるよう、事業者に対し啓発を行います。

3) クリーン活動の拡大

●海洋プラスチックに起因した生態系を含めた環境・景観の悪化が深刻化しているため、新たな汚染を生み出さないために適正回収・適正処理を推進するとともに、ポイ捨てや不法投棄を防止する啓発・パトロールを実施します。

4) その他の取組み

- ●事業活動に伴い発生した廃プラスチックは、事業ごみに混入せず産業廃 棄物として適正に処理するよう、事業者に対し指導します。
- ●プラスチック資源循環促進法の施行(2022(令和 4)年 4 月予定) に伴い、国の方針を注視しつつ、プラスチック製品の分別収集やリサイ クルの手法について、広域化構成市町と連携して検討を進めます。また、 検討結果について町民に分かりやすく情報提供を行います。

(3) リサイクルの環の構築

 貢献する主な SDGs のゴール

 リサイクルの環の構築
 12 つくら責任 ウカウ 第年

 13 紫焼皮動に (する)

 13 紫焼皮の対策を (する)

 (この情報)

- ●ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、再生品・再生資源を積極 的に利用してリサイクルの環の構築を図るよう、啓発を行います。
- ●HP、広報紙等でグリーンコンシューマー*1 活動、グリーン購入、エシカル消費*2の啓発を行います。
- ●庁舎や公共施設における再生品の購入(グリーン購入)の積極化を図ります。
- ●HP、広報紙等でサーキュラーエコノミー*3 などの新たな取組みについて、その理解を促進するための普及啓発を行います。
- ※1:グリーンコンシューマーとは、「環境をイメージした緑」と、「コンシューマー=消費者」を合わせた造語で、「環境を大切にする消費者」と意訳され、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことによって、社会を変えていこうとする消費者のことをさします。
- ※2:エシカル(Ethical)は英語で「倫理的な」「道徳的な」という意味をもつ言葉で、エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。
- ※3:サーキュラーエコノミー(循環経済)とは、従来の 3R の取組みに加え、資源投入量・ 消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み 出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止 等を目指すものです。

2. ごみの適正処理・処分の推進

(1) 適正処理・処分の徹底



- ●ごみの分け方・出し方ガイドブック及びごみ収集カレンダーの発行や分 別周知看板の設置をとおしてごみの分別方法を周知します。
- ●廃エアゾール製品やリチウムイオン電池の不適正処理における火災事故 を防止するため、適正処理に向けた情報を HP や広報紙等で周知します。
- ●不適正排出されたごみに対しては、回収担当が注意喚起シールを貼り付 け、排出者に対して啓発を行います。
- ●おおいそ廃棄物減量化等推進員や福祉部門と協働し、ごみの排出方法等 の啓発、高齢者等でごみ出しが困難な方にごみ出しの地域支援の検討を

行います。

- ●公共施設を住民がボランティアで管理するアダプト制度により、地域住 民による美化活動を推進します。
- ●新型コロナ・ウイルス等による家庭内感染やごみ収集運搬業者への感染 を防ぐため、家庭でのごみの捨て方を周知します。
- (2) 効率的な収集・運搬体制の構築



- ●収集・運搬業務は住民の生活の場に接点を持つ重要な行政サービスであり、快適な生活環境を保持していくために必要不可欠であるため、ごみ処理事業の中でも多くの費用を要する工程であることから、分別区分や収集サービスのあり方など収集・運搬体制の整備を検討するとともに、業務の効率化を推進します。
- ●ごみの分別精度を高め、資源化を促進するため、ごみの分別、回収方法、 収集容器について随時検討していきます。
- ●環境負荷の少ない低公害の収集・運搬車両への転換の促進について、収 集・運搬を担う委託事業者へ投げかけを行います。
- ●事業系ごみの収集運搬については、自らの搬入又は一般廃棄物収集運搬業の許可を取得した民間業者が行うものとします。
- ●今後、事業系ごみの大幅な発生量の増加が見込めず、かつ既存の一般廃棄物収集運搬業者の収集能力に余力があることから、原則として、新たな一般廃棄物収集運搬業の許可は行わないものとします。
- ●不適正排出の多い事業者、家庭への指導を行います。
- ●本町が作成した「事業系一般廃棄物の適正処理について」をとおして、 不適正排出の防止の啓発を行います。
- ●収集体制の見直しや中継機能の確保等、効率的な輸送体制を検討し、収 集運搬経費の抑制を図ります。
- ●少子・超高齢化社会などの社会状況の変化にも的確に対応するため、福祉部門とも協力し、民間事業者等を活用しながら効率的に事業を推進します。

(3) 中間処理計画の推進

	貢献する主な SDGs のゴール				
中間処理計画 の推進	7 ###- E################################	13 気候変勢に 具体的な対策を	17 パートナーシップで 目標を達成しよう		

- ●容器包装廃棄物については、平塚市リサイクルプラザ及び大磯町美化センター(リサイクルセンター)で共同処理することにより、より効率的な資源化を推進します。
- ●広域化構成市町で、施設配置が偏らないよう、公平な施設分担を基本とします。
- ●ごみ処理経費に直結するごみの排出抑制について、HP、広報紙等を通じて町民への周知を行います。
- ●収集運搬経費の抑制のため収集体制の見直し等、効率的な輸送体制を検 討します。

(4) 最終処分量の削減

	貢献する主な SDGs のゴール					
最終処分量 の削減	7 IANE-EAACK	13 聚炔变勒に 具体的な対策を	17 日報を達成しよう			

- ●適正で効率的な中間処理を推進し、最終処分量の削減を行います。
- ●不燃ごみは資源化を行い、残りは埋立ごみとしていますが、随時、区分 及び技術革新などによる処理方法を研究し資源化を推進します。
- ●減量化、資源化の推進により、最終処分量を削減することで、既存の最 終処分場の延命化を図ります。
- ●町の各種イベント、HP、広報紙等において、ごみの分別・減量化等の 啓発を行い、粗大ごみ、不燃ごみの発生を抑制します。

(5) 適正処理困難物対策の実践



●デスクトップパソコン、ノートパソコン、ディスプレイ等について、 HP や冊子等で処理方法・処理窓口の周知・案内を行います。

- ●適正処理困難物は、本町において処理ができないごみであるため、購入 店や販売店へ返却するか、専門の処理業者に処分を依頼するよう周知を 行っていきます。
- ●廃棄物処理法により、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものとして、家電製品のPCB(ポリ塩化ビフェニル)使用部品、ごみ焼却施設から生じるばいじん、感染性一般廃棄物(医療機関等から排出される血液の付着したガーゼ等の、感染性病原体を含むまたはそのおそれのあるもの)が、特別管理一般廃棄物に指定されています。特別管理一般廃棄物は、処理対象外ごみとして扱い、専門の処理業者に処理を委託するよう HP等で周知します。病院等から生じる感染性一般廃棄物は、専門の処理業者へ排出者が直接処理を委託するものとします。
- ●在宅医療に伴い家庭から排出される注射器、点滴バッグ等が収集される ごみに混入して排出されてしまう場合がありますが、収集・運搬作業及 び選別作業中の事故が考えられるため、住民に対し医療機関または購入 した販売店に戻すよう HP 等で周知します。
- ●アスベストは廃棄物処理法では「廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれのあるもの」と定義され、特別管理産業廃棄物として規定されています。アスベストは建材のほかに一部の家庭用品にも含まれています。アスベストがある建物の解体工事やアスベストを含有する廃棄物の処理・処分等についてHP等で周知を行っていきます。

(6) 災害廃棄物処理に向けた備え



我が国は、地震や大雨などの自然災害が発生しやすく、これらの災害が発生した場合には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難となる事象が全国で発生しています。本町は地形的に沿岸地域では地震による津波被害が想定されているほか、葛川・不動川や金目川(花水川)沿いでは大雨等による浸水被害が想定されています。

これらの自然災害が発生した場合、様々なインフラ被害が発生するなか、 災害廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境 の保全に努めつつ、都市機能の早期回復を図る必要があります。

環境省による災害廃棄物対策指針(2018(平成 30)年 3 月改定)では、

2011 (平成 23) 年の東日本大震災や 2015 (平成 27) 年の関東・東北 豪雨、2016 (平成 28) 年の熊本地震等の教訓を踏まえ、都道府県や市町村 における災害廃棄物処理対応の基本的な事項が整理されています。

また、県では、神奈川県災害廃棄物処理計画(2017(平成29)年3月)により、県と市町村の役割や発災後の処理実行計画の策定に必要な事項を定めているほか、市町村向けに「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」を作成し、計画策定支援を行っています。

本町においても、大磯町地域防災計画(地震災害対策編(2018(平成30)年修正)・風水害等対策編(2019(令和元)年修正))により町域の災害応急対策及び災害復旧に関する事項を定め、内容を随時見直すことにより災害対策を推進しているほか、近隣5市3町1一部事務組合で災害時の相互支援協定の締結を行うなど、関係者間の連携強化を図っています。

●「大磯町災害廃棄物等処理計画」(2007(平成 19)年 9 月)については随時改定を行い、災害時の組織体制の整備や廃棄物の迅速でかつ適正な処理体制の構築を図ります。

3. 住民・事業者・本町の協働活動の推進

(1) おおいそ廃棄物減量化等推進員制度

	貢献する主な SDGs のゴール				
おおいそ廃棄物 減量化等推進員 との協働	4 質の高い教育を みんなに	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう		

本町では、地域社会において排出されるごみの減量・資源化の促進と、住民意識の向上によるごみ減量等を推進することを目的として、おおいそ廃棄物減量化等推進員を設置しています。おおいそ廃棄物減量化等推進員の役割は以下のとおりです。

- ●廃棄物の減量及び適切な処理の普及啓発に関すること。
- ●廃棄物の分別及び排出指導に関すること。
- ●廃棄物行政に関する意見及び情報の収集に関すること。
- ●その他町の施策への協力に関すること。

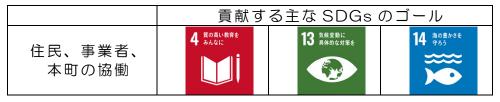
(2) ごみ減量・リサイクル協力店制度



本町では、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的として「ごみ減量・リサイクル協力店」制度を1996(平成8)年11月に設けました。下記の取組みのいずれかを実施している町内の環境にやさしい商品の販売やごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定しています。制度開始から約25年が経過しているため、新しい生活様式に合わせ「ごみ減量・リサイクル協力店」の在り方の検討を行っていきます。

- ●環境にやさしい商品コーナーの設置
- ●包装紙の簡素化や無包装化の呼びかけなどの簡易包装の推進
- ●レジ袋の削減のための買い物かご等持参の促進
- ●取り扱い商品の修理等の実施
- ●広告チラシ等への再生紙の使用
- ●空き缶の店頭回収の実施
- ●空きビンの店頭回収の実施
- ●紙パック容器の店頭回収の実施
- ●トレーの店頭回収の実施
- ●ペットボトルの店頭回収の実施
- ●その他ごみ減量化・リサイクル活動等環境に配慮した取組みの実施で町 長が認めるもの

(3) 住民・事業者・本町の協働活動の推進



「循環型地域社会」を形成していくために、住民・事業者・本町が協働して発生抑制や資源化の推進、分別の徹底に取り組む必要があります。

- ●環境美化運動や環境セミナー等各種イベント等の開催により住民・事業者への啓発を図るとともに、HP、広報紙等を充実させ、発生抑制の方法やリサイクルに関する情報を発信します。
- ●HP、広報紙等で美化推進や不法投棄防止の啓発を行います。
- ●不法投棄防止のため、パトロールの実施や看板の設置を行います。
- ●HP、広報紙等でごみ量、処理費用や不法投棄の実態に関する情報を発信します。
- ●学校や家庭での取組みについて HP、広報紙で紹介します。
- ●環境教育・環境保全への取組みやごみ問題・環境問題についてイベント

を実施します。

- ●おおいそ廃棄物減量化等推進員が中心となった地域における具体的な啓 発活動の推進を図ります。
- ●本町のイベント等において、ごみの減量化等に対する三者(住民・事業者・本町)が協働して啓発を行います。
- ●分別排出の前段として、ごみになるものを売らない、買わないことが実現できる仕組みづくりとして、引き続きごみの減量化や資源化を推進する小売店等の登録制度の拡充に努めます。
- ●住民意識の向上を図るため、おおいそ廃棄物減量化等推進員等と協働して啓発活動を実施します。
- ●住民による交流会や自主活動について積極的に支援し、ごみの減量化・ 資源化について住民意識の向上に努めます。

(4) 不法投棄の防止



- ●粗大ごみ、医療廃棄物、自動車等の大型ごみ等を不法投棄することは、 地域環境の保全に悪影響を与えます。不法投棄を防止するため、HP、 広報紙などによる啓発活動を強化するとともに、国・県との連携、地域 住民の協力を得ながら不法投棄防止のための協力体制の強化を図ります。
- ●不法投棄を防止するためのパトロールや注意看板の設置を行います。
- ●不法投棄を防止するため、土地所有者に対して不法投棄をされないよう な対策について協力を要請していきます。

第6節 住民・事業者・本町の行動目標

1. ごみの発生及び排出抑制に関する行動目標

(1) 住民

- ●マイバッグの持参及び過剰包装を辞退します。
- ●使い捨て商品の購入を控えます。
- ●裸売りや量り売り、詰替式の商品を購入します。
- ●食材等は無駄なく購入、調理し、食べ残しをしないように心がけます。
- ●生ごみ処理機等を利用し、生ごみの減量化に努めます。生ごみの排出に おいては水切りを励行します。
- ●消費期限と賞味期限の正しい理解に努めます。
- ●定期的に冷蔵庫の中身を確認し、食品の廃棄量削減と食品ロスを防ぐよ う計画的に買い物を行います。
- ●外食や宴会等を実施する場合、適量注文や最初の 30分と最後の10分は自分の席で料理を楽しむ「3010運動」を実践します。
- ●余っている食品で、消費期限を過ぎていないものは、フードバンクや食品の提供を行っている福祉施設等に提供します。

(2) 事業者

- ●マイバッグ運動への積極的支援や包装の簡素化を推進し、レジ袋の削減 を推進します。
- ●裸売りや量り売り、詰替式商品の販売を促進します。
- ・文書等を印刷しないペーパーレスや両面コピーの実施等により、紙ごみを減量します。
- ●事業所で廃棄物の減量化計画を作成し、具体的に減量目標値を掲げて取り組みます。
- ●従業員に対するごみ減量・環境保全研修等を実施します。

(3) 本町

- ●HP、広報紙等を通じて、4Rの取組みを推進します。
- ●電動生ごみ処理機の購入補助や生ごみ処理容器のあっせん販売などの補助制度の周知と普及に努めます。
- ●文書等を印刷しないペーパーレスや両面コピーの実施等による紙ごみの減量化など、庁舎や公共施設におけるごみの減量、排出抑制に積極的に取り組みます。
- ●事業者に対して減量化計画作成の協力を要請し、資源化・減量化を促進 します。

2. 再使用に関する行動目標

(1) 住民

- ●繰り返し使用できるような製品や詰め替え製品など、廃棄する割合の少ない商品の使用を心がけます。
- ●故障したものは、修理・修繕して再利用します。
- ●フリーマーケットや不用品登録制度を利用します。
- ●まだ使える衣服は人に譲ったりリフォームをしたりします。

(2) 事業者

- ●繰り返し使用できるような製品や詰め替え製品など、廃棄する割合の少ない商品の製造・販売を推進します。
- ●修理しやすい製品を設計、製造します。
- ●販売店(事業者)と協力して修理、修繕ルートの構築を図ります。
- ●フリーマーケットに出展したり、協賛したりします。

(3) 本町

- ●HP、広報紙等で、繰り返し使用できるような製品や詰め替え製品など、 廃棄する割合の少ない商品の販売や利用を促進するほか、再使用方法の 事例を紹介します。
- ●フリーマーケットやフードドライブなどのイベントの情報提供など、住 民、事業者の取組みに対して支援します。
- ●環境学習の拠点であるリサイクルセンターの充実を図ります。
- ●消費期限を過ぎていない未使用食品は食品の提供を行っている福祉施設 等に提供することで、有効活用を図ります。
- ●町民にリユースに関する地域の情報サイト等の利用を促すことでリユース意識の向上を図り、ごみの減量を目指します。

3. 再資源化に関する行動目標

(1) 住民

- ●資源となるごみの分別排出を徹底するとともに、分別区分に応じた排出 を行います。
- ●可燃ごみとして排出されやすい雑紙(菓子箱、コピー紙等)の資源化を 図ります。
- ●地域ぐるみで、お互いに協力して、排出ルールを守ります。
- ●高齢者世帯等へのごみの分別やごみ出しの協力体制づくりを検討します。
- ●地域の集団回収に積極的に参加します。
- ●実践活動を通してリサイクルを啓発します。

(2) 事業者

- ●資源となるごみをきちんと分別排出し、資源化を推進します。
- ●事業者による資源回収を推進します。
- ●紙類の資源化を推進します。
- ●食品廃棄物の資源化・減量化を推進します。
- ●「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の制定に伴い、 プラスチック製品の設計・製造段階から販売・提供段階、排出・回収・ リサイクル段階までに関わる、あらゆる主体におけるプラスチック資源 循環等の取組み(3R+Renewable)を積極的に行います。

(3) 本町

- ●HP、広報紙等で生ごみ処理容器の効果的な使用方法などの啓発を行います。
- ●ごみの分別、回収方法、収集容器については、周知を徹底するとともに、 広域化構成市町との統一を図りつつ随時検討していきます。
- ●住民・事業者に資源化できるもの、できないものの区別を指導するなど、 ごみの分別への理解度を高め、モラルの向上を図ります。
- ●HP、広報紙等で資源回収協力交付金交付制度の周知を行います。
- ●剪定枝等の木質系廃棄物の資源化を推進します。
- ●小型家電の資源化を推進するため、HP、広報紙等で分別方法や拠点回収場所等の周知を図ります。
- ●焼却残渣の資源化を継続します。
- ●宅配便を使用した小型家電リサイクル法に基づくパソコンなどの小型家電の回収・再資源化の利用促進を図り、リサイクル活動の促進を図ります。
- ●小型家電回収事業を町の HP、広報誌で紹介して町民に利用を呼びかけます。

第3編 食品ロス削減推進計画編

第1章 食品ロスの現況

第1節 食品ロスの現状

1. 食品ロスを取り巻く状況

現在、日本の食料自給率(カロリーベース)は37%(2020(令和2)年度)で、海外からの輸入に大きく頼っている一方、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。

さらに、2015(平成27)年国際連合総会で採択されたSDGsでは、「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、2030年までに食料の損失・廃棄を半減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。

そのような状況の下、この課題に取り組むため、2019(令和元)年5月、国において「食品ロスの削減の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが定められました。全国では7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にあり、毎日の食事をきちんと取れない子どももいます。まだ食べることができる食品を無駄にせず、食料支援を求める家庭へフードドライブ*1やフードバンク*2により提供するなど、食品ロスを減らしていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、町においても、食品ロスの実態把握や食品ロスを削減するための取組みを推進する必要があります。

2. 食品ロスの排出

食品口スは、産業

食品ロスは、産業廃棄物としては食品製造業や食品加工業から、一般廃棄物としては、事業系としては食品小売業や流通業(スーパーなど)及び飲食店から、家庭系は一般家庭から排出されます。

^{*1}フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のことをいいます。

^{※2}フードバンクとは、食品を取り扱う企業や家庭から発生する賞味期限が期限内の食品など、安全上問題なくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動やそれを行う団体のことです。寄贈食品等の食品を安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくことをいいます。

第2節 食品ロスの動向と実態

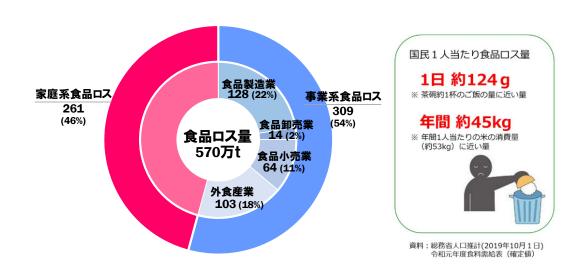
1. 全国における食品ロスの動向

日本の食品ロスの発生量(2019(令和元)年度推計)は、570万tと推計され、国民1人当たり1日約124g、年間約45kg発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量2019(令和元)年で年間約420万tの1.4倍に相当します。

発生量の内訳は、家庭系食品ロスが261万t、事業系食品ロスが309万tと推計されています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占めています。

主な発生要因としては、食品製造・卸売・小売業では「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。

また、家庭系食品ロスの内訳は、「直接廃棄(未開封の食品、未加工の食材等)」、「過剰除去(過剰に除去された可食部分)」、「食べ残し(開封済の食品、加工済の食材等)」となっています。



出典:農林水産省 HP

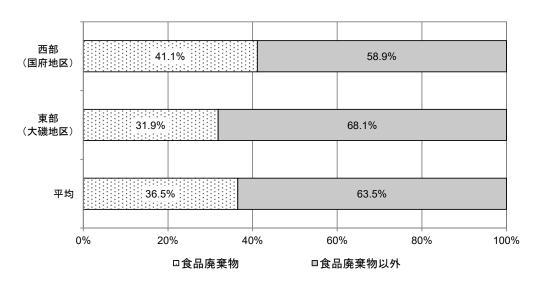
図 3.1-1 日本の食品ロスの発生量

2. 本町における食品ロスの実態

家庭系ごみに含まれる食品ロスの実態を把握するため、2021(令和3)年度に家庭ごみの食品ロスを対象とした組成調査を年4回行いました。

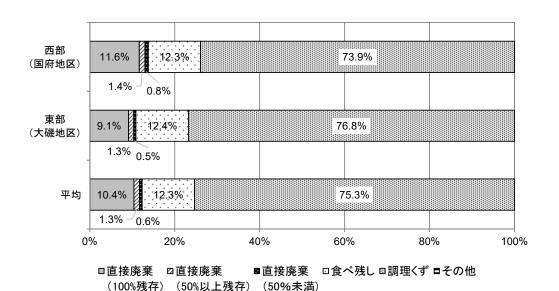
食品ロス排出実態調査における可燃ごみの組成割合を図 3.1-2、食品廃棄物の組成割合を図 3.1-3に示します。

可燃ごみのうち食品廃棄物は36.5%を占めており、そのうち調理くずが最も多く全体の75.3%となりました。また、直接廃棄(100%残存)や食べ残しも約10%程度ありました。



※%は重量比とします。

図 3.1-2 可燃ごみの組成割合



※%は重量比とします。

図 3.1-3 食品廃棄物の組成割合

~事業系ごみ中の食品ロス~

前述のとおり、日本全国では、事業系ごみ中の食品ロスは全体の半分強を占めるとともに、食品製造業と外食産業がそれぞれ約4割を占め、次いで食品小売業も多くなっています。

本町が事業系ごみについて調査を行ったところ、多くの食品廃棄物の混入が確認されました。

事業系ごみ中に含まれていた食品廃棄物





写真:本町 (2022(R4).1)

事業者から排出されるごみは、事業者側に分別や処理の責任があるため 事業者の取組みも重要である一方、スーパーやコンビニエンスストアでの 賞味期限の近い商品の購入や、レストランや宴会・式場などでの食べ残し などは、消費者である町民の行動とも、密接に関係していることから、双 方が一体となって取組むことが重要です。



賞味期限の近い商品の積極購入(消費者庁・農林水産省・ 環境省)



飲食店での食べきり運動 (環境省)

第2章 食品ロス削減の基本方針

第1節 基本方針

食品ロスは、食品の生産・製造販売消費等各段階で日常的に発生していることから、住民や事業者が普段の生活や事業活動の中で食品ロスの削減に取り組むことが重要となります。

そのため、住民、事業者、本町、関係団体等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を推進していきます。

第2節 食品ロス削減にむけた施策

1. 食品ロスの減量

	貢献する主な SDGs のゴール				
食品ロス対策 の実践	2 姚 縣を 《《 【	9 産業と技術を新の 基盤をつくろう	12 つくる責任 つかう責任		

食品ロスの発生には、「直接廃棄・食べ残し・調理くず(過剰除去)」の要因があり、主に家庭と飲食店等の事業所から発生するため、住民と事業者それぞれに向けた意識啓発を行います。

- ●10 月の食品ロス削減月間や町が主催するイベント等で、食品ロスの削減 に向けた普及啓発を積極的に進めます。
- ●国、神奈川県及び他の地方公共団体が実施する調査や分析、施策、食品ロス削減方法などを研究し、実効性のある取組みを実施します。
- ●先進的な取組み事例等の情報収集を行い、本町の実情に応じてその研究や 発信に努めます。
- ●災害時に備えて備蓄した食品を定期的に消費し、消費した分を買い足すことにより、消費期限及び賞味期限を守りながら食品の備蓄を行う「ローリングストック法」の周知を広く図っていきます。



出典:農林水産省 「災害時に 備えた食品ストックガイド」 ●町民に向けて、消費期限や賞味期限の正しい理解を深めるとともに、定期的に冷蔵庫の中身を確認しながら計画的な買い物を行う、野菜の皮など材料を使い切るエコ・クッキングなどの「使い切り・食べきり」を推進します。

消費期限⇒期限を過ぎたら食べない方が良いんです!

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、 この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。

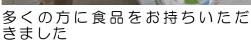
賞味期限⇒おいしく食べることができる期限です!

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、 この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」のこと。

出典:農林水産省 HP

- ●飲食店などの事業者に向けて、少量メニューの提示や、会食などの場において最初の30分と最後の10分は自分の席で料理を楽しむ「3010運動」を推進します。
- ●スーパーなどの小売事業者に向けて、「量り売りや小売り」といった販売 方法を推奨し、食べ残しの予防に貢献します。
- ●食べ残しや消費期限切れ等で廃棄する食品を毎日記録することで、食品ロスの「見える化」を図り、食品ロス削減につなげる取組みである食品ロスダイアリー(ウェブアプリ)の活用をHP及び広報紙で推進します。
- ●フードバンクやフードドライブにより消費期限を過ぎていない未利用食品 の有効活用を図ります。また、このような取組みの手法や留意点を周知し、 さらなる取組みの拡大を促進します。
- ●食品関連事業者が行う「3分の1ルール」*として知られる商慣習の見直 し等を含めた食品ロスの削減に資する取組みについて普及啓発を行い、そ の理解を促進します。
 - ※商品の製造日から賞味期限までを3分割し、製造日から納品までを3分の1、 販売期限は賞味期限の3分の2を限度とする商慣習のこと。







集まった食品

本町のフードドライブの様子(大磯町保健センター)

2. コンポスト容器等の普及

	貢献する主な SDGs のゴール					
コンポスト容器 等の普及	11 (£A@thôna shō/sue	12 つくる責任 つかう責任	13 無機変動に 具体的な対策を			

- ●本町では、家庭での生ごみ減量化やごみ処理に対する意識向上を目的に、コンポスト容器の安価でのあっせん及び電動生ごみ処理機の購入補助金の交付を行ってきました。2015(平成 27)年度より、従来のコンポスト容器に加え、生ごみ処理容器(キエーロ・ミラコンポ)のあっせんも行っています。これらについては、減量化、食品ロス削減の観点からの啓発を行い、施策を継続するとともに新しい生ごみ処理容器の調査・研究を行います。
- ●家庭でできる段ボールコンポストなど、費用をかけずに手軽に取り組める 生ごみ処理容器の普及・啓発を行います。

【取組み内容】

施策	対象者	内容
生ごみ処理容器 コンポストのあ っせん	町内在住で設置する場所がある方(1 基につき 1 m ² 程度の平らな土の面が必要。D-70 型は約半分程度。)	 ・190 丸型(直径 72cmX 高さ 71cm) 1,500 円 ・130 丸型(直径 60cmX 高さ 66cm) 1,400 円 ・D-70 角型(幅 45cmX 奥行 45cmX 高さ 70cm) 1,300 円
電動生ごみ処理 機購入費補助制 度	補助金の交付対象者は、本町 に居住する個人で、指定販売 店に登録されている電動生ご み処理機を購入、町内に設置 し、それを使用する方	・補助金額は、販売価格の2分の1・その限度額は40,000円(100円未満切り捨て)
生ごみ処理容器のあっせん	町内在住で設置する場所がある方	 ・バクテリア de キエーロ(幅 114cm× 奥行 66cm×高さ 50cm) 3,100円 ・ベランダ de キエーロ(幅 94cm×奥行 47cm×高さ 79cm) 3,600円 ・ミラコンポ(幅 35cm×高さ 55cm) 1,800円

※2021 (令和3)年12月現在

【実績】

単位:基

								<u> </u>
マハ マハ	補助開始	2015	2016	2017	2018	2019	2020	田士
区分	年度	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	累計
コンポスト容器	S60年度	22	26	40	18	18	18	2,472
電動生ごみ処理機	H14年度	32	7	6	1	6	5	510
生ごみ処理容器	H27年度	15	15	8	10	12	15	75
合計		69	48	54	29	36	38	3,057

※累計は補助開始年度から 2020 (R2) 年度までの基数を示します。

第4編 生活排水処理編

第1章 生活排水処理の状況

第1節 生活排水処理の現状

生活排水とは、し尿(トイレから出る排水)と生活雑排水(台所・風呂・洗面所などの排水)からなる排水です。生活排水処理施設には、し尿のみを処理するものと、し尿及び生活雑排水の両方を処理するものなどさまざまな種類があります。

現在、本町において供用または使用されている生活排水処理施設には、下水道、し尿処理施設、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の4種類があります。

1. 生活排水処理の流れ

下水道や合併処理浄化槽では、生活雑排水及びし尿の両方が処理されますが、単独処理浄化槽、くみ取りについてはし尿の処理のみで、生活雑排水の一部は未処理のまま河川に放流されています。図 4.1-1に現在の生活排水処理の流れを示します。

下水道汚泥は、相模川流域下水道右岸処理場(四之宮水再生センター)で処理されています。合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の浄化槽汚泥、くみ取りし尿は本町のし尿処理施設で処理されています。本町では2010(平成22)年度より、平塚市のし尿及び浄化槽汚泥の受入を行っています。

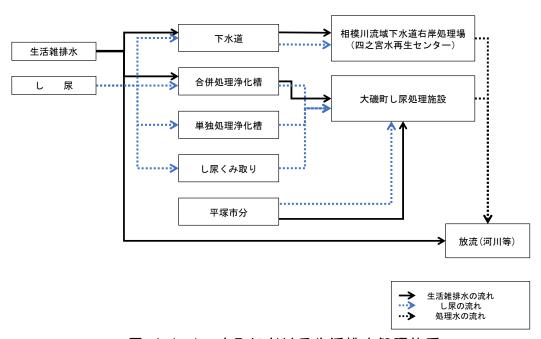


図 4.1-1 本町における生活排水処理体系

2. 生活排水の処理体制

(1)下水道

下水道は、生活環境の改善、浸水の防止、河川や海の水質保全等、快適な 生活環境の確保のために必要不可欠な施設です。

下水道には市町村が設置する公共下水道と、県が設置する流域下水道の2種類があります。

1) 公共下水道の整備状況

公共下水道とは、台所や洗濯、浴室などからの「生活排水」、水洗式トイレの「し尿」、市街地に降った「雨水」などを排水するための公共施設です。通常管路が地下に埋設され、終末処理場において浄化したうえで河川や海に放流されています。

本町における公共下水道人口を表 4.1-1 に、公共下水道計画の概要及び 2020(令和 2)年度末時点の公共下水道の整備状況を表 4.1-2 に示します。なお、計画処理区域人口は、本町の行政区域内人口全てを対象としています。

表 4.1-1 公共下水道人口の実績

単位:人

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
+ 反	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)
計画処理区域人口	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
下水道人口	18,391	18,845	19,399	19,669	20,032	20,276
割合	58.3%	59.9%	61.7%	62.5%	64.0%	64.1%

表 4.1-2 大磯町公共下水道計画の概要

区分	全体計画	事業計画	2020(令和 2) 年度末の 整備状況(実績)
策定年月	2020(令和2)年度	2020(令和2)年度	_
目標年次	2030(令和 12)年度	2023(令和5)年度	_
	638.7ha	602.0ha	整備済区域:
計画面積	(汚水) 大野36処理分区 相模川 大磯38処理分区 相模川 (雨水) 全16排水区	486.63ha (うち、供用開始区 域:459.20ha)	
計画処理人口(将来行政人口)	27,100 人 (28,000 人)	27,700 人 (30,100 人)	26,198 人 (行政人口: 32,620 人)
計画汚水量	日平均 11,020m ³ /日 日最大 14,706m ³ /日 時間最大 21,146m ³ /日	日平均 11,245m ³ /日 日最大 15,009m ³ /日 時間最大 21,575m ³ /日	_
計画雨水量	降雨強度式 I=5,2 時間降雨強度 55mm	t Q=1/360 · C · I · A 25/ (t +35) m/hr v~0.50	_

下水道計画図を図 4.1-2 に示します。2020(令和 2)年度末までに、 全体計画区域 638.7ha のうち約 486.6ha の面整備が完了しており、残 りの整備面積は約 152.1ha となっています。

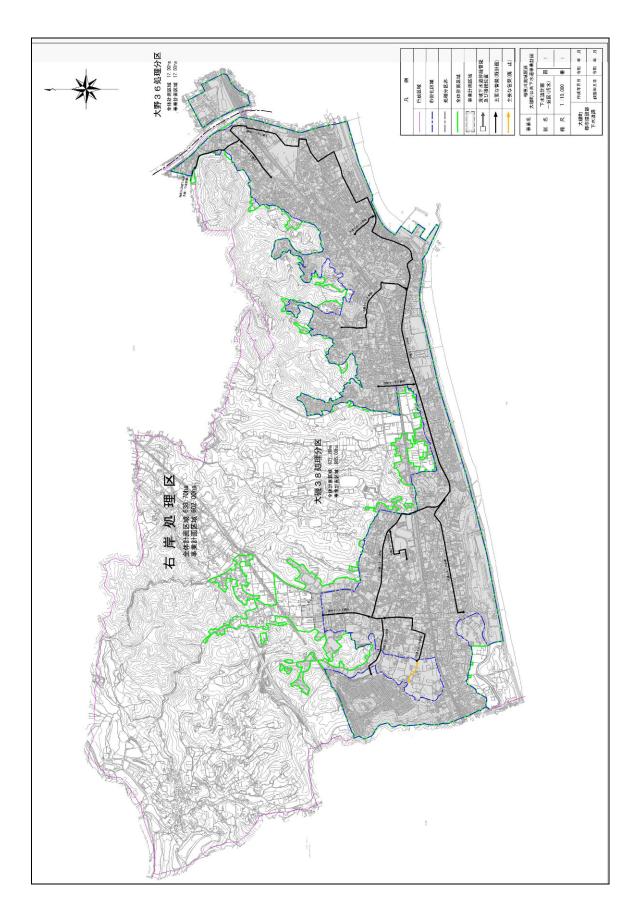


図 4.1-2 下水道計画図

2) 流域下水道の整備状況

流域下水道とは、複数の市町村の根幹的な下水道施設(処理場・ポンプ場・幹線管渠)を県が一括して設置するものです。本町の公共下水道は、神奈川県が設置する相模川流域下水道(右岸処理区)に接続しています。概要を表 4.1-3 に示します。

表 4.1-3 相模川流域下水道(右岸処理区)の概要

	tt: =0. <i>1</i> 2	全体計	画概要	整備済延長	\# +ı+ \#	/ !!
	施設名	管 径	延長•能力	能力等	進捗率	備考
	右岸幹線	φ0.7~ 3.2m	22,700m	22,700m	100%	
	平塚幹線	φ1.65∼ 2.4m	3,030m	3,030m	100%	
管渠	伊勢原厚木幹線	φ1.0∼ 1.35m	1,650m	1,650m	100%	
	第2伊勢原厚木 幹線	φ1.35m	(1,270m)	(1,270m)	100%	()改築 更新
	大磯平塚幹線	φ1.1∼ 1.65m	9,310m	9,310m	100%	H2.2 拡大認可
	計		36,690m	36,690m	100%	
ポン	戸田ポンプ場	-	41.7m³/分	41.7m³/分	100%	H17.7 供用開始
プ 場	東豊田ポンプ場	-	60.8m³/分	61.0m³/分	100%	
	+ 4 m m m	_	7 系列	6 系列	86%	S48.6 処理開始
	右岸処理場	_	394,100 m³/⊟	322,800 m³/日		

出典:神奈川県 神奈川県の下水道事業(2020(令和2)年度)

(2) 合併処理浄化槽

本町の合併処理浄化槽人口を表 4.1-4 に示します。計画処理区域人口に対する合併処理浄化槽人口の割合は 2015 (平成 27) 年度と比較して減少していましたが、2019 (令和元) 年度及び 2020 (令和 2) 年度と増加しています。

表 4.1-4 合併処理浄化槽人口の実績

単位:人

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
計画処理区域人口	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
合併処理 浄化槽人口	7,772	7,637	7,289	7,010	7,467	8,095
割合	24.6%	24.3%	23.2%	22.3%	23.9%	25.6%

(3) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽人口を表 4.1-5 に示します。計画処理区域人口に対する単独処理浄化槽人口の割合は年々減少しています。

単独処理浄化槽は、生活雑排水の処理を行わずに河川等へ放流するため水 質汚濁の原因となっています。そのため、本町では、下水道及び合併処理浄化 槽への転換を図っています。

表 4.1-5 単独処理浄化槽人口の実績

単位:人

年度	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)
計画処理区域人口	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
単独処理 浄化槽人口	4,984	4,592	4,397	4,483	3,498	3,009
割合	15.8%	14.6%	14.0%	14.2%	11.2%	9.5%

(4) し尿くみ取り人口

し尿くみ取り人口を表 4.1-6 に示します。計画処理区域人口に対するし尿くみ取り人口の割合は年々減少しています。

し尿くみ取りは単独処理浄化槽と同様に生活雑排水を処理できないため、 本町では、下水道及び合併処理浄化槽への転換を図っています。

表 4.1-6 し尿くみ取り人口の実績

単位:人

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
4 反	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)
計画処理区域人口	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
し尿くみ取り人口	403	393	364	305	287	254
割合	1.3%	1.2%	1.2%	1.0%	0.9%	0.8%

(5) し尿・浄化槽汚泥

1) 収集•運搬体制

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬体制を、表 4.1-7 に示します。し尿は 委託業者、浄化槽汚泥は許可業者によって収集・運搬されています。

表 4.1-7 収集運搬体制

区分	実施体制	収集頻度
し尿	委託業者	原則 1 ヶ月に 1 回収集
净化槽汚泥	許可業者	1 年に 1 回以上

2) 中間処理

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、大磯町し尿処理施設で行われています。 施設の概要を表 4.1-8 に示します。

表 4.1-8 し尿処理施設の概要

T	T			1	
施設名称	大磯町し尿処理施設				
施設所管	大磯町産業環	環境部美化センター	•		
所在地	神奈川県中郡	『大磯町虫窪 66			
計画処理能力	50kL/日(し尿 11kL/日、	净化槽汚泥 39	kL/∃)	
処理方式		膜分離高負荷脱窒素 凝集分離処理+砂?		吸着処理	
		脱水処理			
		高濃度一生物脱臭			
		低濃度一水洗浄十]	アルカリ次亜塩洗	净十活性炭吸着	
	· ·	処理			
	Į.	処理槽ーアルカリ》	欠亜塩洗浄+活性	炭吸着処理	
竣工年度	1977(昭和	052)年度 竣工			
	(1992 (4	区成4)年度 施設	(更新工事)		
希釈水の種類	地下水				
放流水質		項目	基準値*	計画値	
	На	(-)	5.8~8.6	5.8~8.6	
	BOD	(mg/L)	20	10	
	SS	(mg/L)	50	10	
	COD	(mg/L)	20	20	
	色度	(度)	_	30	
	大腸菌群数	(個/cm³)	3,000	3,000	
放流先	長谷川				
面積	敷地面積 1	1,000m ² 建 ²	物面積 1,053m²	2(処理棟)	

※BOD、SS、CODの基準値は、日間平均値を示します。

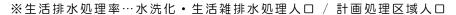
出典:大磯町し尿処理施設等将来計画基礎調査業務報告書(2021(令和3)年3月)

3. 生活排水処理形態別人口の実績

2015 (平成27) ~2020 (令和2) 年度の処理形態別人口及び生活排水処理率を表4.1-9、図 4.1-3に示します。本町では、下水道人口が増加傾向にあり、2020 (令和2) 年度には計画処理区域人口の64.1%を占めています。水洗化・生活雑排水処理人口は、2020 (令和2) 年度には28,371人(2015 (平成27) 年度から2,208人増加)となり、生活排水処理率は89.7%となっています。一方で、水洗化・生活排水未処理人口、非水洗化人口は減少傾向にあり、2020 (令和2) 年度にはそれぞれ、3,009人(2015 (平成27) 年度から149人減少)となっています。

年度	2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
計画処理区域人口	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
水洗化·生活雑排水処理人口	26,163	26,482	26,688	26,679	27,499	28,371
①下水道人口	18,391	18,845	19,399	19,669	20,032	20,276
②合併処理浄化槽人口	7,772	7,637	7,289	7,010	7,467	8,095
③コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0
④農業集落排水処理	0	0	0	0	0	0
水洗化·生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	4,984	4,592	4,397	4,483	3,498	3,009
非水洗化人口	403	393	364	305	287	254
し尿くみ取り人口	403	393	364	305	287	254
自家処理人口	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率(%)*	82.9	84.2	84.9	84.8	87.9	89.7

表4.1-9 処理形態別人口及び生活排水処理率の推移



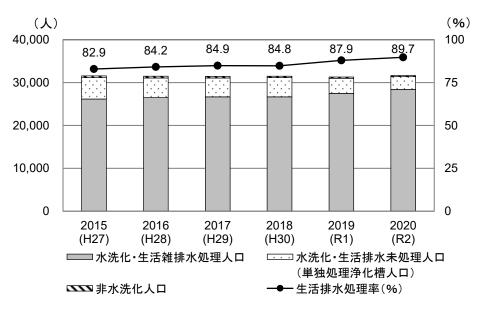


図 4.1-3 処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

4. し尿・浄化槽汚泥の処理量

(1) し尿

2015 (平成 27) ~2020 (令和2) 年度のし尿の発生量を表 4.1-10、図 4.1-4 に示します。し尿の発生量は大磯町・平塚市ともに横ばいにあり、2020 (令和2) 年度のし尿の発生量は大磯町が 359kL/年(0.98kL/日)、平塚市が 1,182kL/年(3.24kL/日)となっています。

左曲		大磯町		平塚市		合計	
	年度	kL/年	kL/日	kL/年	kL/日	kL/年	kL/日
	2015(H27)	426	1.16	1,162	3.17	1,588	4.34
	2016(H28)	434	1.19	1,074	2.94	1,508	4.13
実績	2017(H29)	471	1.29	1,061	2.91	1,532	4.20
植	2018(H30)	403	1.10	1,051	2.88	1,454	3.98
	2019(R1)	396	1.08	1,078	2.95	1,474	4.03
	2020(R2)	359	0.98	1,182	3.24	1,541	4.22

表 4.1-10 し尿の発生量

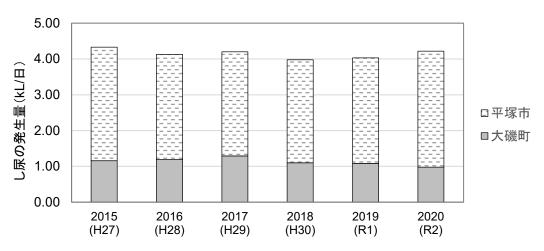


図 4.1-4 1日当たりのし尿の発生量

(2) 浄化槽汚泥

2015 (平成27) ~2020 (令和2) 年度の浄化槽汚泥の発生量を表 4.1 - 11、図 4.1-5 に示します。浄化槽汚泥の発生量は大磯町・平塚市と もに減少傾向にあり、2020(令和2)年度の浄化槽汚泥の発生量は大磯町 が 6,359kL/年(17.42kL/日)、平塚市が 5,681kL/年(15.56kL/ 日)となっています。

表 4.1-11 浄化槽汚泥の発生量

年度		大磯町		平塚市		合計	
		kL/年	kL/日	kL/年	kL/日	kL/年	kL/日
	2015(H27)	8,148	22.26	6,511	17.79	14,659	40.05
	2016(H28)	7,524	20.61	6,586	18.04	14,110	38.66
実績	2017(H29)	6,983	19.13	6,123	16.78	13,106	35.91
値	2018(H30)	6,330	17.34	5,634	15.44	11,964	32.78
	2019(R1)	6,195	16.93	5,596	15.29	11,791	32.22
	2020(R2)	6,359	17.42	5,681	15.56	12,040	32.99

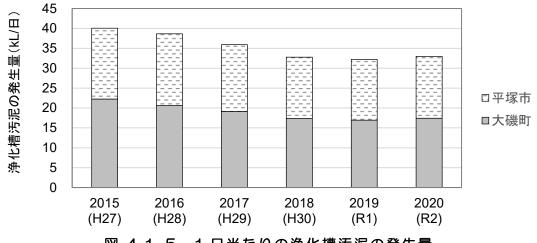


図 4.1-5 1 日当たりの浄化槽汚泥の発生量

5. し尿・浄化槽汚泥処理経費の実績

2015(平成27)年度~2020(令和2)年度のし尿・浄化槽汚泥処理経費の実績を表 4.1-12に示します。し尿・浄化槽汚泥処理経費は年々増加傾向にあります。これは、人件費の増加に伴うものと考えられます。人口が横ばいであることから収集運搬費及び中間処理費は横ばいとなっています。

表 4.1-12 し尿・浄化槽汚泥処理経費の実績

	年度		2015(H27)	2016(H28)	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
人口		(人)	31,550	31,467	31,449	31,467	31,284	31,634
し尿	·浄化槽汚泥収集量 ^{※1}	(kL/年)	8,574	7,958	7,454	6,733	6,591	6,718
処珥	型及び維持管理費 ^{※2}	(千円)	153,776	164,106	164,513	170,407	169,306	166,415
	一般職人件費	(千円)	4,301	10,100	13,523	19,592	18,797	14,986
	収集運搬費	(千円)	44,386	46,464	46,437	43,957	43,957	44,563
	中間処理費	(千円)	105,089	107,542	104,553	106,858	106,552	106,866
	最終処分費	(千円)	0	0	0	0	0	0
1人	当たり経費	(円/人)	4,874	5,215	5,231	5,415	5,412	5,261
1kL:	当たり経費 ^{※3}	(円/kL)	17,935	20,622	22,070	25,309	25,687	24,772

出典:一般廃棄物処理実態調査結果(環境省) 神奈川県 各年度

※1: し尿・浄化槽汚泥収集量(kL/年): 町内で収集されたし尿・浄化槽汚泥の総量

※2:処理及び維持管理費(千円):し尿・浄化槽汚泥の処理経費としては、通常の処理に係る 人件費(本庁を含む)、燃料費・光熱費・薬品費・修繕費等の維持管理費、車輌購入費、検 査等の委託費等を指します。

※3:1 k L 当たりの経費(円)=処理及び維持管理費/し尿・浄化槽汚泥収集量

第2節 生活排水処理の課題

ここまで本町の生活排水処理の現状を概観し、検討すべき事項の確認を行いました。これらを通じて抽出された課題を以下に整理します。

1. 下水道に関する課題

下水道人口は年々増加傾向にありますが、公共下水道整備計画の計画目標の達成に向けて、今後も引き続き下水道整備を推進し、生活雑排水処理人口の増加を図る必要があります。ただし、経済性、地区特性、住民の意向、投資効果発現の迅速性等を加味したうえで、他処理方法への変更も柔軟に検討することとします。

2. し尿・汚泥処理に関する課題

2020(令和2)年度時点で、計画処理区域人口の約10.3%が単独処理浄化槽及びし尿くみ取りによる処理にとどまっており、生活雑排水は未処理のまま放流されています。下水道あるいは合併処理浄化槽の整備を通じて、生活雑排水の処理を推進する必要があります。

3. し尿処理施設に関する課題

本町のし尿処理施設は、竣工から40年以上が経過し、施設の老朽化が進行しています。定期的な設備の更新や維持管理を実施し、施設の延命化を図ってきましたが、今後、施設の更新を行う必要があります。

このような背景から、下水道の普及等に伴い、し尿や浄化槽汚泥の搬入量が減少している状況を鑑み適正処理規模の検討や下水道放流を含めた新たな処理技術の導入を踏まえた次期し尿処理施設の整備についての早急な検討を行う必要があります。

第2章 生活排水処理の基本方針

第1節 基本理念

都市近郊では河川等の汚濁の多くが生活排水に起因しており、家庭などから 排出される汚水への対策が求められています。

本町を代表する河川は、本町のほぼ中央を流れる不動川と隣接の二宮町から相模湾沿いに並行して流れる葛川であり、この二つの川は、河口近くで合流しています。また、本町と平塚市の境界付近には花水川(金目川)があります。近年、町内を流れる河川や海域の水質は良くなってきていますが、水質目標値である環境基準値を達成できていない場合もあり、公共用水域保全に向けてより一層水質を改善する必要があります。

そのためには、特に汚濁負荷の高い生活排水の処理を推進することが重要です。本町では生活排水のうち、し尿については全て処理されていますが、生活雑排水(台所、浴室、洗面所等からの排水)については単独処理浄化槽やし尿のくみ取りを行っている地域では、汚水が未処理のまま河川に放流されています。こうした地域に対して下水道への整備や合併処理浄化槽の設置を推進していく必要があります。

生活排水処理の基本理念は以下のとおりとします。

<生活排水処理基本理念>

住民・事業者・町が協働で、発生源対策に取り組みます。

快適な生活環境の確保と公共用水域の保全のため、適切な生活排水処理を推進します。

第2節 基本方針

1. 発生源対策の徹底

生活排水の発生源対策として、住民に汚れの原因となるものを極力流さない、 むだに水を使わないなどの啓発活動を推進します。

生活雑排水処理の重要性について、住民の理解向上を図ります。

2. 生活排水処理の推進

下水道区域内においては下水道の整備及び接続を推進し、下水道区域外においては、合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水処理を推進します。

また、既存のし尿処理施設は竣工から40年以上が経過し、施設の老朽化が進行しているため、適正処理規模の検討や新たな処理技術の導入を踏まえた次期し尿処理施設の整備についての検討を行うものとします。

第3節 目標値

最終目標年度(2031(令和 13)年度)における生活排水処理率を、 94.7%程度とします。

第4節 生活排水処理形態別人口の動向と将来推計

1. 処理形態別人口の推計

本町における生活排水処理形態別人口の推計結果を表 4.2-1、図 4.2-1 に示します。

今後は、最終目標年度に向けて、下水道の整備・接続を推進することで、下水道人口の増加が見込まれ、生活排水処理率も上昇する見込みです。また、下水道整備区域の拡大に伴い、当該区域内の合併処理浄化槽も順次下水道に接続するよう啓発・推進します。

		実績	推計値		
区分	単位	2020 (R2)年度	2026 (R8)年度 (中間目標)	2031 (R13)年度 (最終目標)	
計画処理区域人口	人	31,634	30,598	29,805	
生活排水処理人口	人	28,371	28,404	28,232	
①下水道人口	人	20,276	22,150	22,712	
②合併処理 浄化槽人口	人	8,095	6,254	5,520	
単独処理浄化槽人口	人	3,009	2,042	1,468	
非水洗化人口	人	254	152	105	
生活排水処理率*	%	89.7	92.8	94.7	

表 4.2-1 生活排水処理形態別人口の推計



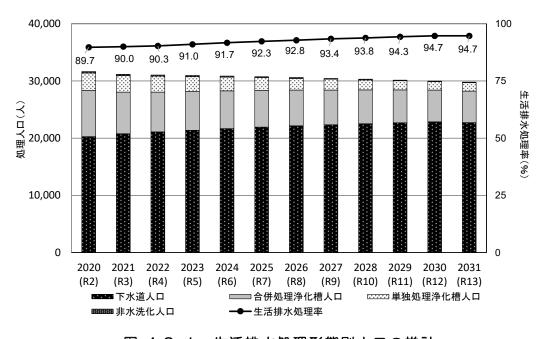


図 4.2-1 生活排水処理形態別人口の推計

2. し尿及び浄化槽汚泥発生量の推計

し尿及び浄化槽汚泥の発生量の実績値及び推計値を表 4.2-2、図 4.2-2 に示します。人口減少や下水道の普及に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の発生量の 減少が見込まれます。

実績 推計値 2026 2031 2020 区分 単位 (R8) 年度 (R13) 年度 (R2) 年度 (中間目標) (最終目標) し尿 kL/年 359 212 147 4,077 浄化槽汚泥 kL/年 6,359 3,299 合計 kL/年 6,718 4,289 3,446

表 4.2-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の実績値及び推計値

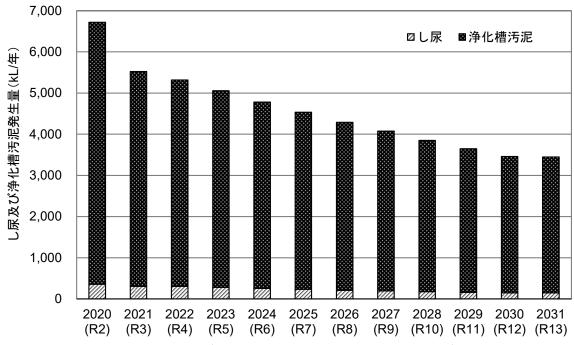


図 4.2-2 し尿及び浄化槽汚泥の発生量の実績値及び推計値

第5節 発生源対策に関する事項

1. 適切な排水の推進

適切な排水方法についての普及・啓発を行います。

住民有志による生活排水処理に関する学習会等の開催に協力します。

アンケート調査により、生活排水に関する住民の意識の変化の把握を図ります。

2. 生活雑排水処理に対する意識向上

生活雑排水処理の重要性についての情報発信を行います。

下水道計画区域内の住民に対しては、下水道への接続を促します。

下水道計画区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置を促します。

第6節 生活排水処理施設整備計画

1. 下水道整備区域内

「大磯町公共下水道整備計画」に基づき、下水道整備を推進するとともに、 区域内においては、単独処理浄化槽・合併処理浄化槽・し尿くみ取りから下水 道への接続を促進します。ただし、社会構造の変化や経済情勢等の影響を踏ま え、随時、下水道整備区域を見直します。

排水設備工事の補助制度を今後も継続します。

2. 下水道整備区域外

合併処理浄化槽による処理を推進します。単独処理浄化槽及びし尿くみ取りから、合併処理浄化槽への転換を促進します。

合併処理浄化槽設置補助制度を今後も継続します。

合併処理浄化槽の適切な維持管理(点検・清掃・法定検査の受検)に関する 指導・啓発を行います。

第7節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. 収集•運搬計画

(1) 基本方針

収集・運搬業務は、住民の衛生的で快適な生活環境を維持するうえで、なくてはならない重要な行政サービスです。

また、収集・運搬業務は、し尿処理において多くの費用を要する工程です。 したがって、住民の要望を十分に把握し、下水道や浄化槽の普及に伴う収 集量の変化を勘案したうえで、効率的な収集体制の整備に努める必要がありま す。

(2) 収集•運搬体制

下水道の普及に伴い、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量は減少傾向にあるため、効率の良い収集運搬体制が必要です。

収集運搬量が減少しても、くみ取りニーズに対応する必要があるため、収 集運搬業者と協力して収集運搬体制を整えていく必要があります。

(3) 収集・運搬の範囲

収集・運搬の範囲は、本町全域とします。

(4) 収集•運搬量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量を表 4.2-3 に示します。

		実績	推計値				
区分	単位	2020 (R2)年度	2026 (R8)年度 (中間目標)	2031 (R13)年度 (最終目標)			
し尿	kL/年	359	212	147			
浄化槽汚泥	kL/年	6,359	4,077	3,299			
合計	kL/年	6,718	4,289	3,446			

表 4.2-3 収集・運搬量の予測

2. 中間処理計画

(1) 基本方針

本町の生活排水処理の基本的な方向は、市街化区域全域とその周辺に位置する市街化調整区域の一部を下水道で処理することであり、そのために下水道整備を推進しています。本町のし尿処理施設では、2010(平成22)年度から、平塚市分のし尿及び浄化槽汚泥の受け入れを行っています。下水道接続率が向上することにより、本町及び平塚市のし尿・浄化槽汚泥の搬入量は減少傾向にあります。

本町のし尿処理施設は、1977(昭和52)年度に竣工し、40年以上が経過しています。定期的な設備の更新や維持管理を実施し、施設の延命化を図ってきましたが、施設の老朽化が進んでいるため、今後、施設の更新を行う必要があります。

次期し尿処理施設の整備に向け、適正処理規模の検討及び新たな処理技術 の導入を踏まえた施設整備計画を進めるものとします。

(2) 中間処理量

中間処理量の予測値を表 4.2-4 に示します。

			実績	推計	†値		
区分		単位 2020 (R2)年度		2026 (R8)年度 (中間目標)	2031 (R13)年度 (最終目標)		
	し尿	kL/年	359	212	147		
大磯町	浄化槽汚泥	kL/年	6,359	4,077	3,299		
	小計	kL/年	6,718	4,289	3,446		
	し尿	kL/年	1,182	518	未計画		
平塚市*	浄化槽汚泥	kL/年	5,681	3,917	未計画		
	小計	kL/年	6,863	4,435	未計画		
ĺ	 	kL/年	13,581	8,724	_		

表 4.2-4 中間処理量の予測

[※]平塚市一般廃棄物処理基本計画(2021(令和3)年3月)

◆次期施設整備計画にあたり◆

本計画では、生活排水処理の将来推計については、第二期ごみ処理広域化 実施計画の将来人口の推計をもとに、し尿処理人口、浄化槽汚泥処理人口を推 計し、同計画で採用した原単位(計画 1 人 1 日当たりの平均排出量)を用い て、将来のし尿及び浄化槽汚泥処理量の算出を行いました。

なお、原単位については、以下のように近隣自治体でも数値が異なっています。

	大磯町	平塚市	二宮町	計画設計要領参考値※
し尿 (L/人・日)	3.83	5.46	3.81	2.68
単独浄化槽汚泥 (L/人・日)	2.53	4.44	1.64	1.11
合併浄化槽汚泥 (L/人・日)	0.96	3.50	3.41	2.61

※汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版

し尿:「日本の廃棄物処理 令和元年度版(*)」(環境省)*最新の値に更新 単独浄化槽汚泥・合併浄化槽汚泥:「し尿処理施設から汚泥再生処理センターへの リニューアル手引書、(社)全国都市清掃会議他、2004.10」

よって、次期し尿処理施設の整備計画において施設規模の検討を行う際には、本町と平塚市の処理形態別人口の詳細な推計及び原単位の算出を行う必要があります。

3. 最終処分計画

(1) 基本方針

し尿処理施設から発生する汚泥は、脱水後、平塚市環境事業センターで焼却処理し、発生した焼却残渣は資源化を図ります。

また、新たな施設整備にあたっては、脱水した汚泥について助燃材等としての再資源化を検討します。

1. 合併処理浄化槽の交付金制度等による整備

	貢献する主な SDGs のゴール			
合併処理浄化槽 の交付金制度等 による整備	6 安全なかさとイレ を世界中に			

本町では、循環型社会形成推進交付金や神奈川県浄化槽整備事業費補助金を利用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対し助成しています。以下は、交付金や補助金の概要です。

(1) 循環型社会形成推進交付金

1) 浄化槽設置整備事業

○事業概要

・市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水(工場排水、雨水、その他特殊な排水を除く。以下同じ。)を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

○事業の対象となる地域

- 下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定区域以外の地域
- 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域
- ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計画に定められた浄化槽の整備地域

○経費の負担

• 循環型社会形成推進交付金要綱に基づき助成率: 1/3

2) 公共浄化槽整備推進事業

○事業概要

・市町村が設置主体となって浄化槽を特定の地域を単位として整備し、 し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆 衛生の向上に寄与することを目的とする。

○事業の対象となる地域

- ・下水道法の認可を受けた事業計画に定められた予定区域以外の地域であって、浄化槽による汚水処理が経済的・効率的である地域として、 環境大臣が適当と認める地域
- 下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域
- ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計

画に定められた浄化槽の整備地域

- ○経費の負担
 - 循環型社会形成推進交付金要項に基づき助成率: 1/3

3) 神奈川県浄化槽整備事業補助金

○事業概要

・生活排水による公共用水域の水質汚濁及び生活環境の悪化を防止する ため、市町村が行う浄化槽の設置費補助事業に要する経費に対し、神 奈川県が予算の範囲内で補助金を交付します。

○事業の対象となる地域

次の各項目に掲げる地域を除いた県内全域を対象とします。

- ・地方自治法に規定する政令指定都市
- 下水道法に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域
- 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域
- 水源地域
- 市町村長が特に必要と認め、知事と協議して定める地域

○対象要件

• 市町村が県実施要綱に基づき浄化槽の設置者に対し補助する事業を交付の対象とします。

4) 本町における合併処理浄化槽設置補助制度

○事業概要

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付する制度。
- ○事業の対象となる地域
 - 下水道計画区域以外の地域

○対象要件

- 対象地域内で自ら居住する住宅に単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽(5人槽から10人槽まで)へ設置替え(転換)をする町民。ただし、住居の新築に伴う場合、また、販売又は賃貸目的の建物に設置替えする場合は対象外。
- 〇補助金額(2021(令和3)年度現在)

【既存単独処理浄化槽からの転換の場合】限度額

人槽区分	転換費用	宅内配管工事費用	撤去費用
5人槽	332,000 円	300,000 円	90,000 円
6・7人槽	414,000 円	300,000 円	90,000 円
8~10人槽	548,000 円	300,000 円	90,000 円

【くみ取り便槽からの転換の場合】限度額

人槽区分	転換費用
5人槽	440,000 円
6・7人槽	552,000 円
8~10人槽	728,000 円

2. 住民に対する広報・啓発活動

	貢献する主な SDGs のゴール			
合併処理浄化槽 の交付金制度等 による整備	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に		

地域住民とともに水環境の保全に努めていくため、適切な広報・啓発活動を 実践していく必要があります。

本町における生活雑排水に関する広報・啓発活動の活動方針、活動施策を以下に示します。

(1)活動方針

1)役割分担の明確化

公共用水域の水質保全を図るためには、住民と行政側が連携を強め、それぞれの役割を果たすことにより、生活雑排水処理を推進していくことが重要です。広報・啓発活動により各立場における役割を明確化し、理解を促していくものとします。

以下にそれぞれの役割を示します。

○家庭の役割

排水口の段階で固形物等の除去に留意します。

洗濯洗剤等の使用量を守ります。

食べ残し、油脂等は排水として流しません。

処理施設(浄化槽等)の適切な維持管理を徹底します。

○本町の役割

生活雑排水の処理施設の整備推進を図ります。

住民に対し、十分な広報・啓発活動を実施します。

処理施設(浄化槽等)の適切な維持管理に関する指導を実施します。

2) 生活雑排水処理に関する情報の提供

生活雑排水による水質汚濁の規制については、法的措置がないのが現状であることから、汚染源である家庭での対策が重要です。

したがって、十分な情報を収集し、積極的に公開することにより排出者の理解を深め、水質汚濁の負荷軽減を図ります。

(2)活動施策

1) 生活雑排水に関する問題提起及び啓発活動の実施

本町の広報紙やパンフレット等で、広報・啓発活動を実践していくにあたり、一方的な活動ではなく、標語やポスターの公募や住民参加を求めることにより協力体制の強化を図ります。

学校教育の場において、生活雑排水処理に関する教育の推進を図るため、 児童向けパンフレット等の作成を検討します。

広報・啓発活動は、その効果が現れるまでの期間がその目的等によりさまざまであるが、時期をとらえ行うことにより活動の推進を図ります。

2) 有志住民による学習会等の開催への協力

他市町村の生活雑排水対策の取組み方法やその効果等を研究する。

本町における河川及び用水路の定期水質検査結果等の報告及びその検討会を実施します。

学習会等の研究結果報告会の実施も検討します。

3) 生活雑排水に関する住民の意識の変化の把握

生活雑排水に関する住民の意識の変化を把握し、より適切な啓発活動を実践していくためアンケート調査を実施します。

広報紙・啓発活動を町から住民への一方的な活動に終わらせず、実りのある活動にしていくため、住民の生活雑排水に関する意識や、個人レベルで実践している生活雑排水対策の現状を調査し、意識の変化を把握するとともに今後の活動の資料とします。

3. 排水に関する事項

	貢献する主な SDGs のゴール			
排水に関する 事項	6 安全な水とトイレ を世界中に			

排水に関しては、特に浄化槽の維持管理が重要であるため、広報活動や住民 の施設見学等を進めて理解を深めることを推進します。

浄化槽の維持管理は、浄化槽法により、設置者(管理者)に保守・点検を行うことを義務づけています。以下に維持管理の概要について示します。

(1) 浄化槽の維持管理について

合併処理浄化槽の浄化能力を維持するために、その維持管理を徹底し、適切な浄化槽の使用を推進していくことは、身近な生活環境の整備及び公共用水域の保全を図るうえで重要な意味を持つものです。

しかしながら、浄化槽使用者、浄化槽管理者に対し、浄化槽の構造や浄化 槽法について十分理解を得られていない状況もあることから、行政側の指導と、 使用者、管理者の正しい知識と認識が必要です。

したがって、浄化槽清掃業者(許可業者) と浄化槽使用者及び行政の三者 における連携を強め、適切な使用・保守点検・清掃及び定期検査を実施してい くものとします。

(2) 浄化槽の維持管理方法

1) 浄化槽の保守点検

浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う作業を保守点検といいます。法で 定められている浄化槽の保守点検の必要回数を以下に示します。

なお、単独処理浄化槽については、2001(平成 13)年 4 月 1 日より施行された浄化槽法の改正により浄化槽の定義から削除されましたが、既設単独処理浄化槽については経過措置として浄化槽とみなされることから、従来の規制が適用されます。

表 4.2-5 既設単独処理浄化槽の保守点検回数

	処 理 方 式	20 人以下	21~300 人以下	301 人以上
既設単	全ばっ気方式	3ヶ月に 1回以上	2ヶ月に 1回以上	1ヶ月に 1回以上
単独処理浄	分離接触ばっ気方式 分離ばっ気方式 単純ばっ気方式	4 ヶ月に 1 回以上	3ヶ月に 1回以上	2ヶ月に 1回以上
化槽	散水ろ床方式 平面酸化床方式 地下砂ろ過方式	6ヶ月に 1回以上		

[※]数値は、通常の使用状態において最低必要な数値です。

表 4.2-6 合併処理浄化槽の保守点検回数

	処 理 方 式	浄 化 槽 の 種 類	期間
分離接触ばっ気方式	処理対象人員が 20 人以下の浄 化槽	4ヶ月に1回以上	
合併	嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気方式	処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3ヶ月に1回以上
処理	活性汚泥方式	_	1週に1回以上
理净		1.砂ろ過装置、活性炭吸着装置または凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上
化槽槽	回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	2.スクリーン及び流量調整タンクまたは流量調整槽を有する浄化槽(1.に掲げるものを除く)	2週に1回以上
ı		3.1.及び 2.に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3ヶ月に1回以上

[※]数値は、通常の使用状態において最低必要な数値です。

2) 浄化槽の清掃

浄化槽の清掃とは、汚泥の引出し、調整、機器類の洗浄及び掃除等の作業 をいいます。回数は法令で定められています。

浄化槽の清掃回数(清掃頻度)は以下のとおりです。

表 4.2-7 净化槽清掃頻度

処理方式	清掃回数
全ばっ気方式浄化槽	年2回以上
その他の浄化槽	年 1 回以上

3) 浄化槽における法定検査

浄化槽の法定検査は2種類のものがあり、1つは定期検査(11 条検査)であり、年1回、浄化槽の保守点検・清掃等の維持管理が適正に実施されているかを検査するものです。

もう1つは、設置開始6ヶ月後の水質に関する検査(7条検査)で浄化槽が適正に施工され、正常に機能しているかを検査するものです。この検査は、使用開始後6ヶ月を経過した日から2ヶ月の間に実施します。

検査は知事が指定した検査機関が、予め定められた検査地域において実施 します。検査項目を以下に示します。

表 4.2-8 浄化槽の法定検査項目

項目	設置後等の水質検査 (7 条検査)	定期検査 (11条検査)
検査の時期	使用開始後3ヶ月を経過してか ら8ヶ月以内	年1回
外観検査	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況 等	設置状況 設備の稼働状況 水の流れ方の状況 使用の状況 悪臭の発生状況 消毒の実施状況 か、はえ等の発生状況 等
水質検査	水素イオン濃度(pH) 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 活性汚泥沈殿率 生物化学的酸素要求量(BOD)	水素イオン濃度(pH) 溶存酸素量 透視度 残留塩素濃度 活性汚泥沈殿率
書類検査	使用開始直前に行った保守点検 の記録等を参考とし、適正に設 置されているか否か等について 検査を実施	保存されている保守点検と清掃 の記録、前回検査の記録等を参 考とし、保守点検及び清掃が適 正に実施されているか否かにつ いて検査を実施

環境審議会での諮問・答申 環境審議会名簿

磯 環 第 98 号 令和 3 年 11 月 16 日

大磯町環境審議会 会長 堀 久 男 様



大磯町一般廃棄物処理基本計画の改定について(諮問)

大磯町環境基本条例の基本理念の実現を図るため、循環型社会の構築の分野を担っている「改定 大磯町一般廃棄物処理基本計画 (素案)」を次のとおり定めたので、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 改定 大磯町一般廃棄物処理基本計画(素案) 別冊

大磯町長 中﨑 久雄 様

大磯町環境審議会 会長 堀 久男

大磯町一般廃棄物処理基本計画の改定について(答申)

令和3年11月16日付け磯環第98号をもって貴職から諮問のありました標記の件につきまして 慎重に審議した結果、内容については概ね妥当であると評価し、その旨を答申します。

なお、基本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分留意されるよう要望します。

記

一般廃棄物処理基本計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針を定めるものであり 大磯町におけるごみ処理及び生活排水処理の指針となるものです。そして、今回の改定に際し、食 品ロス削減推進計画を位置づけ、食品ロス削減に向けた指針も定めました。大磯町環境基本計画の 基本理念の実現のため、循環型社会の構築の分野を担っている本計画の推進にあたり、特に重要と 考える事項は次のとおりです。

1 時代の潮流に合わせた計画の推進

近年、社会情勢の変化が著しく、特に新型コロナウイルスの感染症の感染拡大など、今後も予測できない変化が起こることも否定できない状況にある。プラスチックに係る資源循環、食品ロスの削減、適切な生活排水処理などの諸課題を解決するため、社会の変化に柔軟に対応しながら計画を推進すること。

2 計画の周知について

今後の人口減少、少子超高齢化社会の中では、町民、行政、事業者が連携し、力を出し合いながら計画を進めていく必要があるため、町民や事業者にもわかりやすく実行できるよう身近な言葉や手段で計画内容の周知を行い、方針の共有に努めること。

3 一般廃棄物処理基本計画の実現に向けて

本計画の着実な目標達成に向けて、中間年度までにごみの排出抑制を促進する施策の調査・研究 を進め家庭ごみの有料化の方針を定めること。

また、施工から 40 年以上が経過している大磯町のし尿処理施設について、適正処理規模の検討 や新たな処理技術の導入を踏まえ、環境に配慮した次期し尿処理施設の整備を進めること。

大磯町環境審議会委員名簿(第11期)

(任期:令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

氏 名	役 職・団体	備考
堀人男	神奈川大学理学部化学科教授	学識経験者
= シダ セキ 西田 積	湘南地域県政総合センター 環境部長	学識経験者
タナカ /リヒサ 田中 徳久	神奈川県立生命の星・地球博物館 学芸部長	学識経験者
コイズミ タカノブ 小泉 隆史	大磯町区長連絡協議会会長	町民等 (市民活動団体)
ヤマグチュキュー山口 友紀子	大磯町立国府小学校教頭	町民等 (環境教育関係)
カミヤー グリュキ 神谷 紀行	谷戸川渓谷をきれいにする会	町民等 (市民活動団体)
久メ ^{タカオ} 久米 高雄	湘南農業協同組合大磯支店長	町民等(事業所)
ユジィ ヒロミ 藤井 宏美	大磯二宮漁業協同組合	町民等(事業所) (令和3年12月20日まで)
多 多 多 カイト 多田 海渡	大磯二宮漁業協同組合	町民等(事業所) (令和3年12月21日から)
大倉 祥子	大磯町商工会企画部長	町民等(事業所)
ヤマグチ ミサ山口 美紗	大磯きこりラボラトリー	町民等 (市民活動団体)
佐藤 進	町民公募	町民等(公募)
サコダーアキフミ 迫田 昭文	町民公募	町民等(公募)

改定 大磯町一般廃棄物処理基本計画 2022(令和4)年3月 編集・発行 大磯町 大磯町産業環境部環境課 〒259-0103 中郡大磯町虫窪66 制作株式会社建設技術研究所